

令和7年度第5回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和7年8月27日（水）
15時30分

於：女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定（案）

- 定第36号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
- 定第37号議案 代決処分の承認を求める件
〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（鹿児島市立科学館展示更新工事）について〕
- 定第38号議案 代決処分の承認を求める件
〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（城西中学校校舎新築その他本体工事）について〕
- 定第39号議案 代決処分の承認を求める件
〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（紫原中学校校舎新築その他本体工事）について〕
- 定第40号議案 代決処分の承認を求める件
〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事）について〕
- 定第41号議案 代決処分の承認を求める件
〔工事委託契約締結に係る議案についての意見申出（鹿児島市立美術館照明器具LED化工事委託）について〕
- 定第42号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正に係る議案についての意見申出について〕
- 定第43号議案 代決処分の承認を求める件
〔令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見申出について〕
- 定第44号議案 代決処分の承認を求める件
〔令和6年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見申出について〕

定第45号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

報告事項(1) 第二次鹿児島市教育振興基本計画の改定に係る「教育に関するアンケート調査」の実施について

報告事項(2) 令和7年度「全国学力・学習状況調査」結果について

報告事項(3) 市立高等学校学科別希望者数（7月）及び最終合格者数（3月）の状況について

非公開予定（案）

報告事項(4) 鹿児島市新学校給食センター整備に係る実施方針等の公表について

定第46号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）

6 その他

7 閉会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第 6 条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(一 般 職 員) 総務課 総務課	市民文化部市民課 国民健康保険課	篠原 愛依 半沢 怜士
(一 般 職 員)【出向】 国民健康保険課	総務課付	新坂 祐貴

代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（鹿児島市立科学館展示更新工事）について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総 第 2 1 2 号

令和 7 年 8 月 1 3 日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（鹿児島市立科学館展示更新工事）

教総 第 212-2 号

令和 7 年 8 月 13 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 7 年 8 月 13 日付け教総第 212 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（鹿児島市立科学館展示更新工事）



定第35号議案

工事請負契約締結の件

鹿児島市立科学館展示更新工事につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年9月2日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 工 事 名 | 鹿児島市立科学館展示更新工事 |
| 2 工 事 場 所 | 鹿児島市鴨池二丁目31番18号 |
| 3 工 事 内 容 | 展示工事 |
| 4 契 約 金 額 | 255,481,930円 |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区台場二丁目3番4号
株式会社 乃村工藝社 |

(提案理由)

鹿児島市立科学館展示更新工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

(参 照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造

の請負とする。

2 工事期間

着工の日から令和8年3月6日まで

3 入札状況（令和7年7月16日一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額	摘要
株式会社乃村工藝社	232,256,300 ^円	落札
株式会社トータルメディア開発研究所	243,759,000	

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

議 案 説 明 資 料

R7-3定

(教育委員会総務課)

1	議案の件名	工事請負契約締結の件																		
2	提案理由	鹿児島市立科学館展示更新工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。																		
3	議案の概要	<table border="1"> <tr> <td>(1)工 事 名</td> <td>鹿児島市立科学館展示更新工事</td> </tr> <tr> <td>(2)工 事 場 所</td> <td>鹿児島市鴨池二丁目3番18号</td> </tr> <tr> <td>(3)工 事 内 容</td> <td>展示工事</td> </tr> <tr> <td>(4)改 修 面 積</td> <td>1,734㎡(4階部分)</td> </tr> <tr> <td>(5)入 札 日</td> <td>令和7年7月16日</td> </tr> <tr> <td>(6)契 約 方 法</td> <td>一般競争入札(制限付き)</td> </tr> <tr> <td>(7)契 約 金 額</td> <td>255,481,930円</td> </tr> <tr> <td>(8)契約の相手方</td> <td>東京都港区台場二丁目3番4号 株式会社 乃村工藝社</td> </tr> <tr> <td>(9)工 事 期 間</td> <td>着工の日から令和8年3月6日まで</td> </tr> </table>	(1)工 事 名	鹿児島市立科学館展示更新工事	(2)工 事 場 所	鹿児島市鴨池二丁目3番18号	(3)工 事 内 容	展示工事	(4)改 修 面 積	1,734㎡(4階部分)	(5)入 札 日	令和7年7月16日	(6)契 約 方 法	一般競争入札(制限付き)	(7)契 約 金 額	255,481,930円	(8)契約の相手方	東京都港区台場二丁目3番4号 株式会社 乃村工藝社	(9)工 事 期 間	着工の日から令和8年3月6日まで
(1)工 事 名	鹿児島市立科学館展示更新工事																			
(2)工 事 場 所	鹿児島市鴨池二丁目3番18号																			
(3)工 事 内 容	展示工事																			
(4)改 修 面 積	1,734㎡(4階部分)																			
(5)入 札 日	令和7年7月16日																			
(6)契 約 方 法	一般競争入札(制限付き)																			
(7)契 約 金 額	255,481,930円																			
(8)契約の相手方	東京都港区台場二丁目3番4号 株式会社 乃村工藝社																			
(9)工 事 期 間	着工の日から令和8年3月6日まで																			
4	経緯等	<p>(1) 経緯 前回(平成25年)の展示リニューアルから10年以上が経過し、老朽化に伴い魅力が低下しているものもあることなどから、企業等との連携や科学館専用アプリケーションの導入などデジタル技術を活用した展示物の更新を行う。</p> <p>(2) スケジュール 令和5年度 基本計画策定 令和6年度 基本・実施設計作成 令和7年 8月 科学館専用アプリケーション作成業務着手(別途契約) 10月 展示工事 着工 展示場(2階～4階)の利用休止 ※宇宙劇場(5階)は観覧可 令和8年 3月 展示工事 完成 リニューアルオープン</p>																		
5	その他	<p>(1) 更新後の4階展示物数 新規:16点 改良・移設:18点 既存活用:7点 計:41点</p> <p>(2) 関係法令 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋) (議会の議決に付すべき契約) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>																		

4階

「鹿児島と宇宙」－ 平面図

【展示更新のテーマ、コンセプト】

(1) テーマ

「科学と鹿児島を担う人材を育み、未来づくりに貢献する科学館」

(2) コンセプト

- ① 体感型・参加体験型の展示を充実させ、かつ独自性の高い展示手法を導入する。
- ② デジタル技術を活用した展示手法を導入する。
- ③ 未就学児から高校生等まで幅広く学び、楽しむことができる施設とする。
- ④ 企業や大学等と連携した地域に開かれた施設とする。
- ⑤ 鹿児島ならではの展示(海、火山、宇宙開発など)を充実させる。
- ⑥ コスト面を意識した展示物を採用し、計画的に更新する。

(1) ロケットエンジンAR(改良)

既存のロケットエンジンにARを組み合わせた体験装置。AR端末を通して、ロケットの内部構造やエンジンの仕組みを直感的に理解できる。

(4) 月と地球(新規)

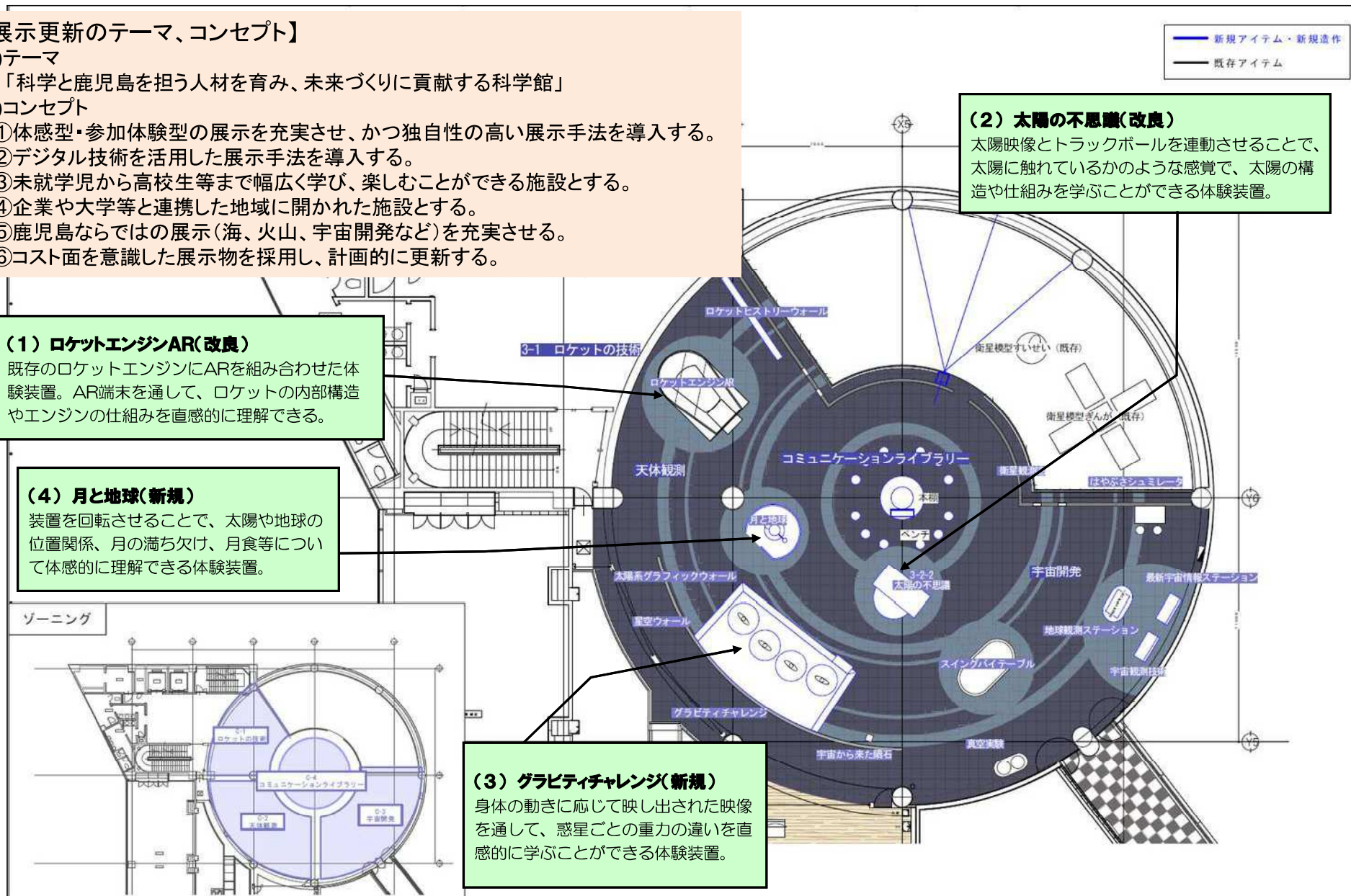
装置を回転させることで、太陽や地球の位置関係、月の満ち欠け、月食等について体感的に理解できる体験装置。

(3) グラビティチャレンジ(新規)

身体の動きに応じて映し出された映像を通して、惑星ごとの重力の違いを直感的に学ぶことができる体験装置。

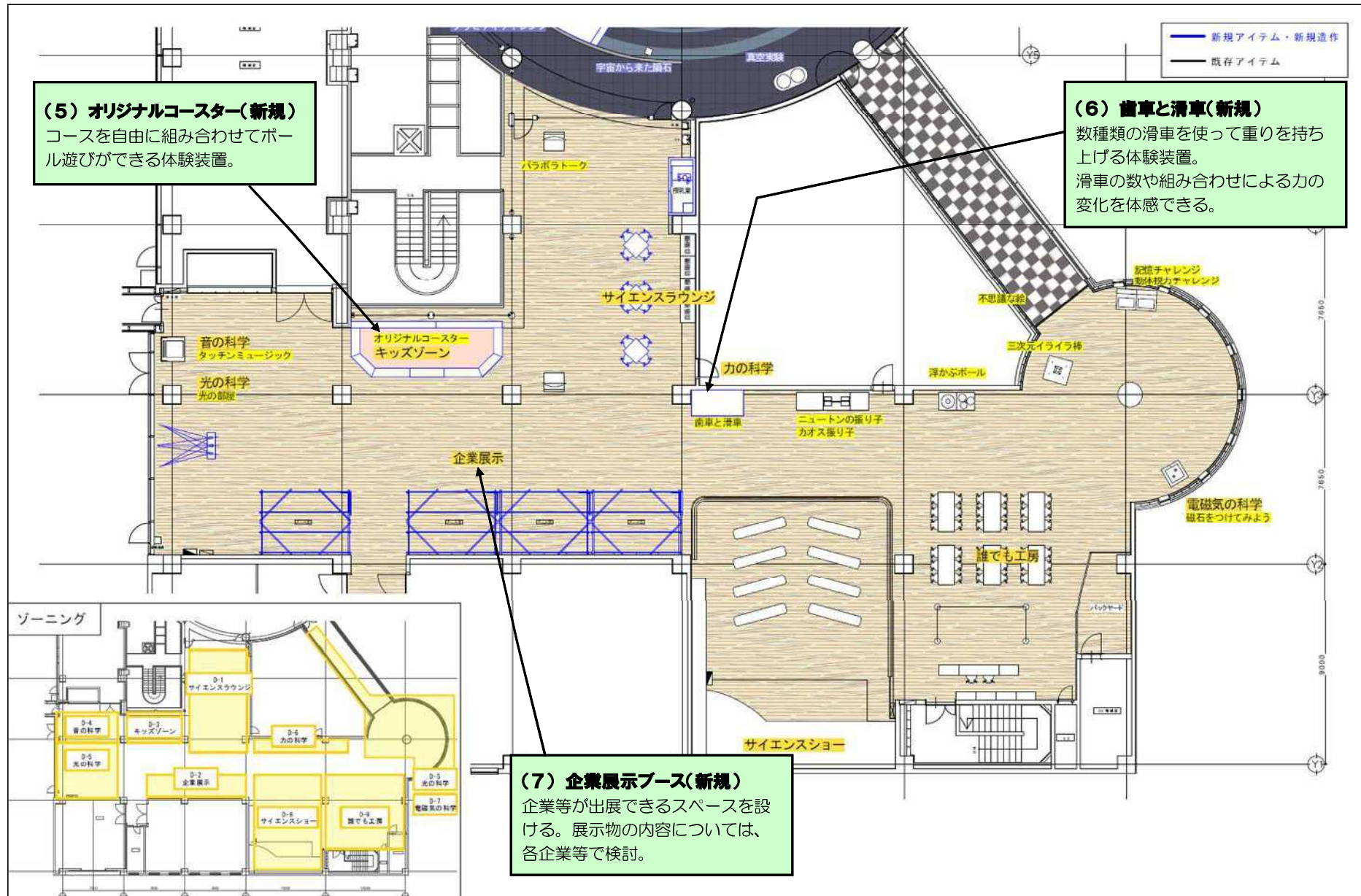
(2) 太陽の不思議(改良)

太陽映像とトラックボールを連動させることで、太陽に触れているかのような感覚で、太陽の構造や仕組みを学ぶことができる体験装置。



4階

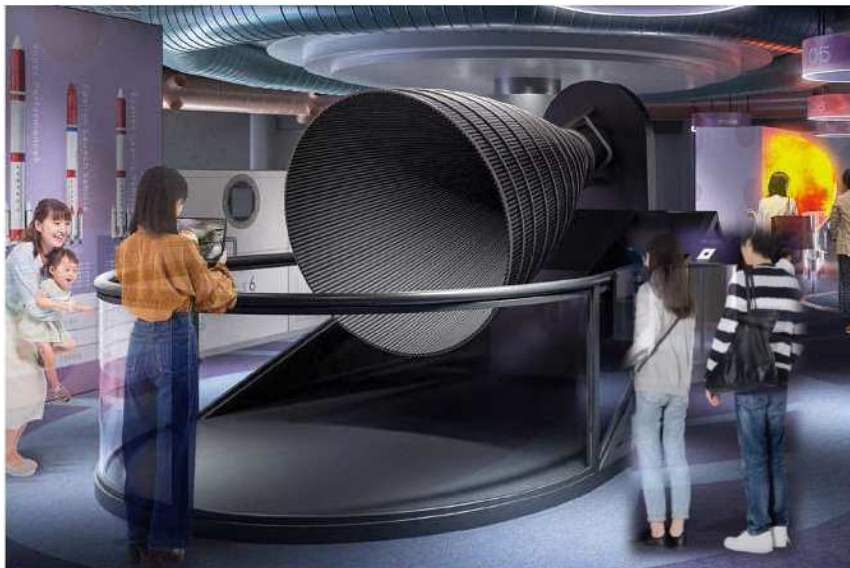
「身の回りの科学」－ 平面図



4階

「鹿児島と宇宙」－イメージ図

(1) ロケットエンジンAR



既存のロケットエンジンにARを組み合わせた体験装置。AR端末を通して、ロケットの内部構造やエンジンの仕組みを直感的に理解できる。

(2) 太陽の不思議



太陽映像とトラックボールを連動させることで、太陽に触れているかのような感覚で太陽の構造や仕組みを学ぶことができる体験装置。



(3) グラビティチャレンジ

身体の動きに応じて映し出された映像を通して、惑星ごとの重力の違いを直感的に学ぶことができる体験装置。

(4) 月と地球

装置を回転させることで、太陽や地球の位置関係、月の満ち欠け、月食等について体感的に理解できる体験装置。

4階 「身の回りの科学」－イメージ図

(5) オリジナルコースター



コースを自由に組み合わせてボール遊びができる体験装置。

(7) 企業展示ブース

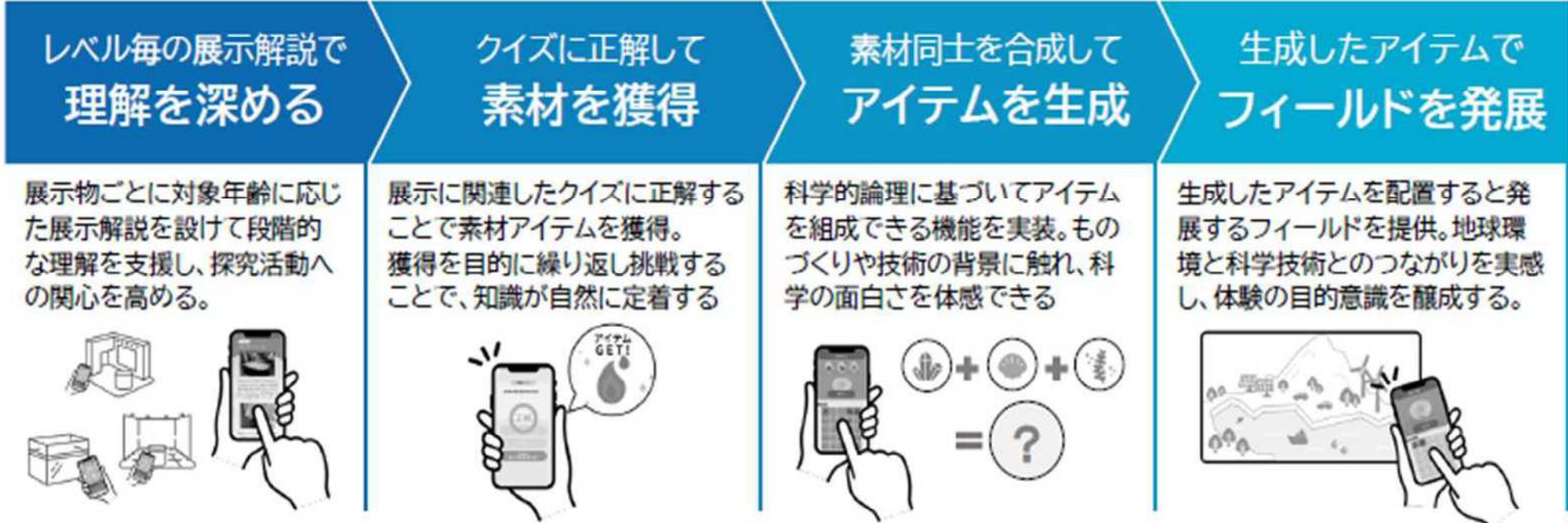


企業等と連携した展示ブース
※展示内容等は、宇宙、エネルギー、情報、資源関連の
企業及び大学等と協議中

(6) 歯車と滑車



数種類の滑車を使って重りを持ち上げる体験装置。滑車の数や組み合わせによる力の変化を体感できる。



館内展示を巡り素材を集める
「探索する楽しさ」

フィールドの発展による
「達成感」



素材の組み合わせを思考する
「ひらめき」と「創造力」

他ユーザーとの
「協力・共創」

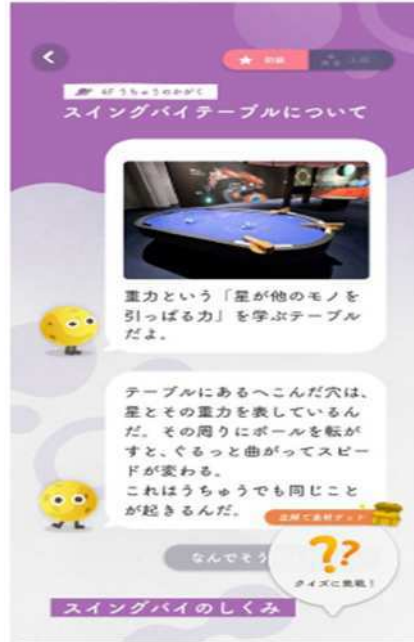
科学館専用アプリについて【画面イメージ】

①トップ画面



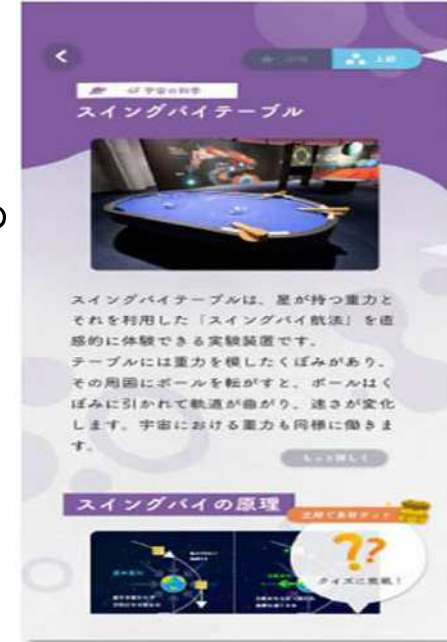
- ・インストール不要のWebアプリ
- ・ゲストモードでも利用可能

②展示解説画面(初級向け)



- ・来館者の理解度に応じた2つの解説レベル

③展示解説画面(上級向け)



④クイズ画面



- ・展示の理解を深め、学びの定着を図るクイズ機能

⑤アイテム獲得画面



- ・展示物のARマーカールカメラで読み取り、アイテムを獲得

⑥アイテム合成画面



- ・集めたアイテムで新たなアイテムを生成

代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（城西中学校校舎新築その他本体工事）について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教 施 第 9 4 号

令和7年7月31日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部施設課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（城西中学校校舎新築その他本体工事）

教施第 9 4 - 2 号

令和 7 年 7 月 3 1 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 7 年 7 月 3 1 日付け教施第 9 4 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（城西中学校校舎新築その他本体工事）



定第36号議案

工事請負契約締結の件

城西中学校校舎新築その他本体工事につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年9月2日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- 1 工 事 名 城西中学校校舎新築その他本体工事
- 2 工 事 場 所 鹿児島市城西二丁目3番12号
- 3 構 造 等 鉄筋コンクリート造 4階建
延床面積 4,342平方メートル
- 4 契 約 金 額 1,352,340,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 坂本・内村特定建設工事共同企業体
代表者 鹿児島市西千石町3番10号
坂本建設株式会社

(提案理由)

城西中学校校舎新築その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

(参 照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 工事期間

着工の日から令和9年2月19日まで

3 入札状況（令和7年7月8日総合評価一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額	評価点	評価値	摘要
坂本・内村特定 建設工事共同企業体	1,229,400,000 ^円	108.1 ^点	87.9291	落札
南生・阿久根特定 建設工事共同企業体	1,315,000,000	108.4	82.4335	

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

議 案 説 明 資 料

R7-3定

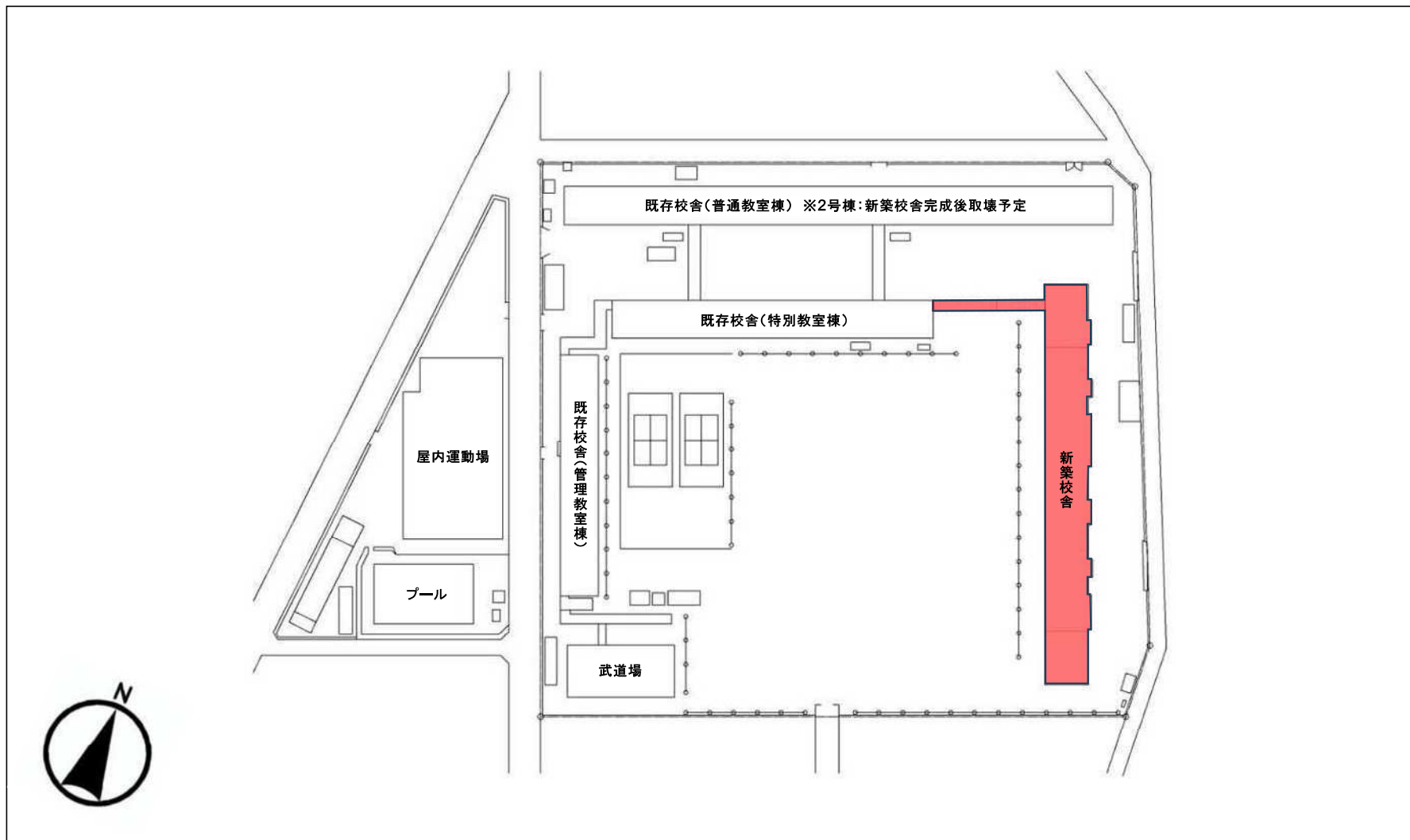
(施設課)

1	議案の件名	工事請負契約締結の件																		
2	提案理由	城西中学校校舎新築その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。																		
3	議案の概要	<table border="1"> <tr> <td>(1) 工事名</td> <td>城西中学校校舎新築その他本体工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事場所</td> <td>鹿児島市城西二丁目3番12号</td> </tr> <tr> <td>(3) 構造</td> <td>鉄筋コンクリート造 4階建</td> </tr> <tr> <td>(4) 延床面積</td> <td>4,342平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(5) 入札日</td> <td>令和7年7月8日</td> </tr> <tr> <td>(6) 契約方法</td> <td>総合評価一般競争入札(制限付き)</td> </tr> <tr> <td>(7) 契約金額</td> <td>1,352,340,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 契約の相手方</td> <td>坂本・内村特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市西千石町3番10号 坂本建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>(9) 工事期間</td> <td>着工の日から令和9年2月19日まで</td> </tr> </table>	(1) 工事名	城西中学校校舎新築その他本体工事	(2) 工事場所	鹿児島市城西二丁目3番12号	(3) 構造	鉄筋コンクリート造 4階建	(4) 延床面積	4,342平方メートル	(5) 入札日	令和7年7月8日	(6) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)	(7) 契約金額	1,352,340,000円	(8) 契約の相手方	坂本・内村特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市西千石町3番10号 坂本建設株式会社	(9) 工事期間	着工の日から令和9年2月19日まで
(1) 工事名	城西中学校校舎新築その他本体工事																			
(2) 工事場所	鹿児島市城西二丁目3番12号																			
(3) 構造	鉄筋コンクリート造 4階建																			
(4) 延床面積	4,342平方メートル																			
(5) 入札日	令和7年7月8日																			
(6) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)																			
(7) 契約金額	1,352,340,000円																			
(8) 契約の相手方	坂本・内村特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市西千石町3番10号 坂本建設株式会社																			
(9) 工事期間	着工の日から令和9年2月19日まで																			
4	経緯等	<p>1 経緯 城西中学校校舎2号棟は、建築(S35年度建築)から64年が経過し、老朽化が進んでいることから、校舎を建て替えることにより生徒等の安全や良好な教育環境を確保する。</p> <p>2 スケジュール 令和6年度 実施設計 令和7年9月 着工 令和9年2月 竣工 令和9年4月 供用開始</p>																		
5	その他	<p>関係法令 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋) (議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>																		

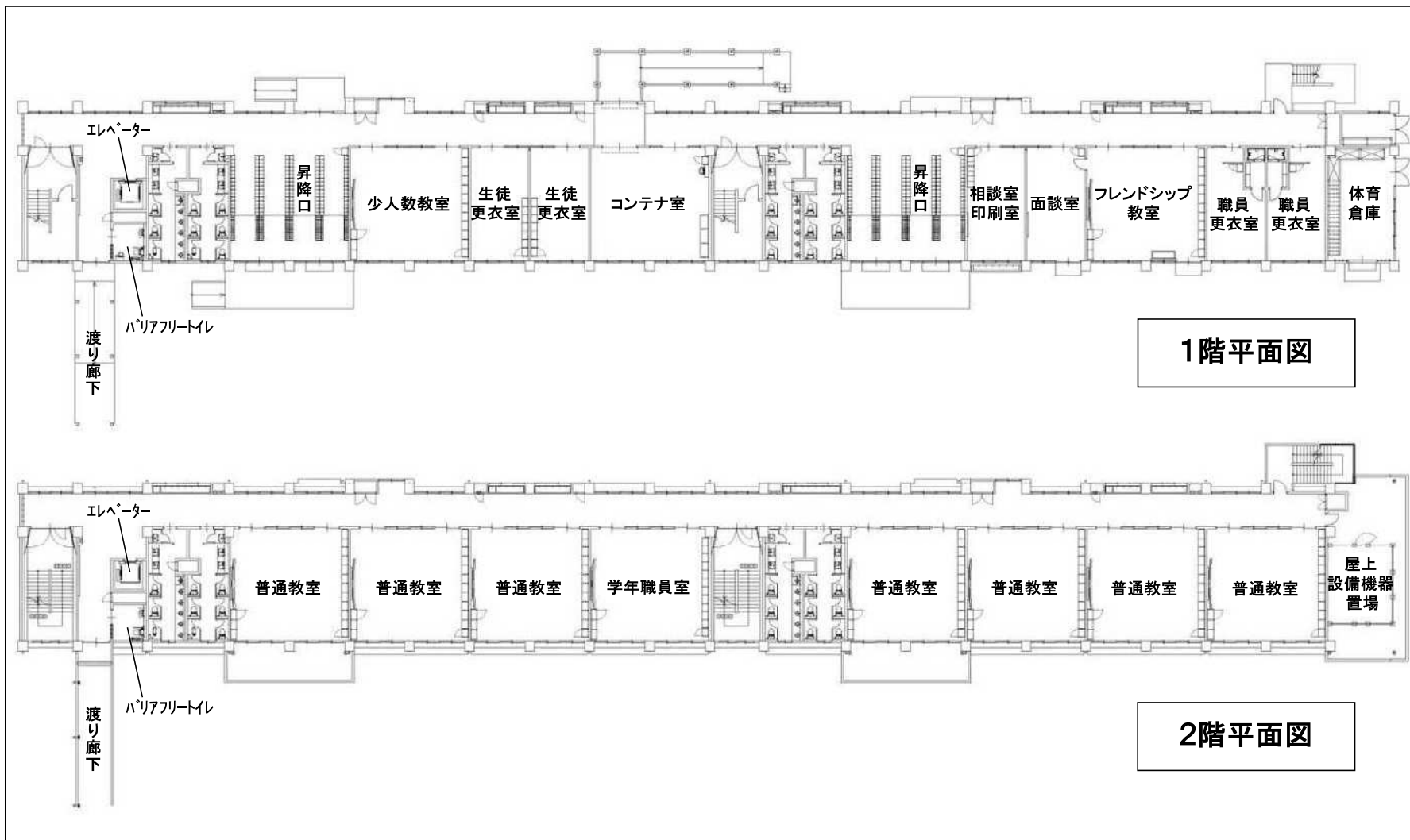
■ 付近見取図 ■



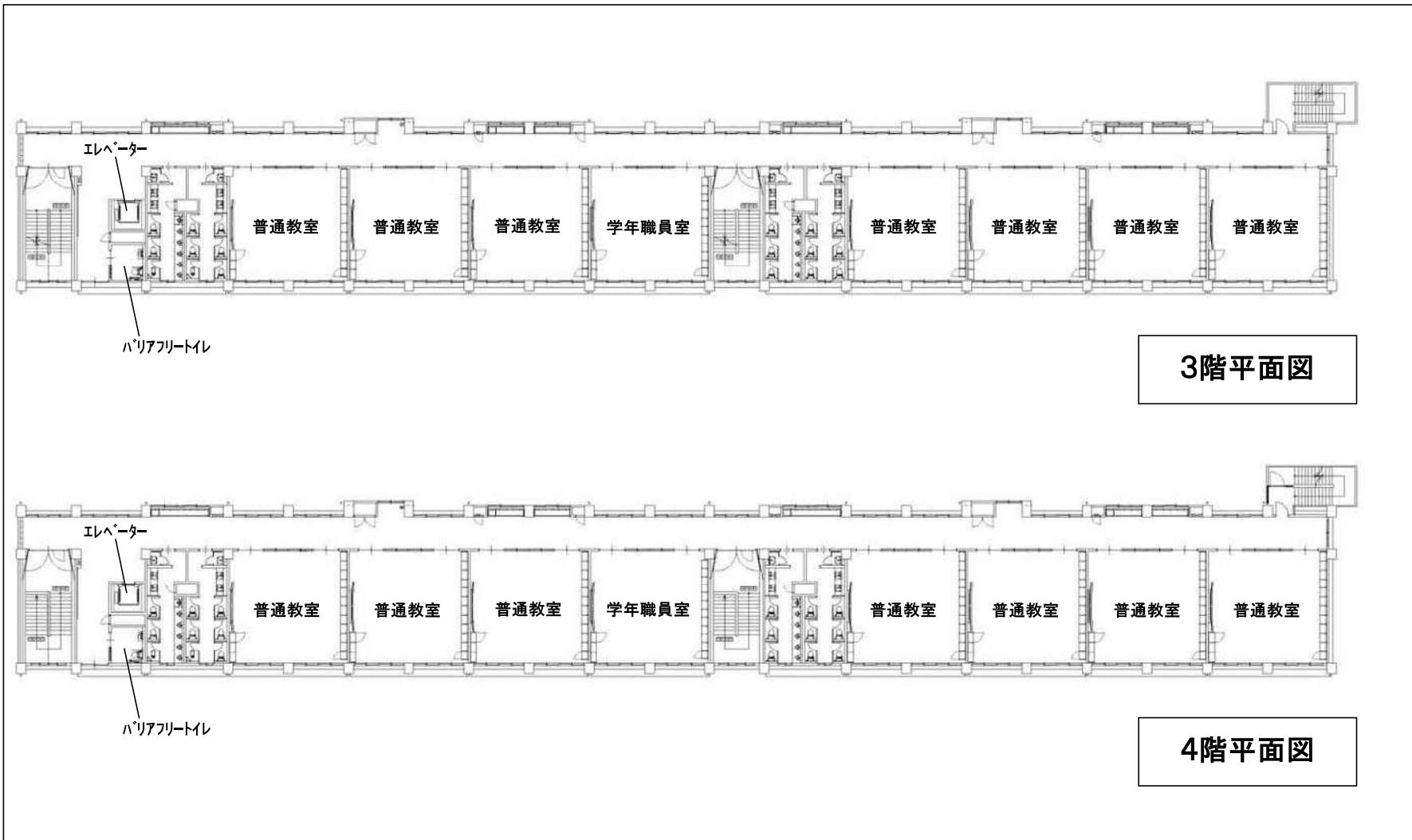
■ 配置図 ■



■ 1 - 2階 平面図 ■



■ 3 - 4階 平面図 ■



■ イメージパース図 ■



代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（紫原中学校校舎新築その他本体工事）について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教 施 第 9 5 号

令和7年7月31日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部施設課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（紫原中学校校舎新築その他本体工事）

教施第 9 5 - 2 号

令和 7 年 7 月 3 1 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 7 年 7 月 3 1 日付け教施第 9 5 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（紫原中学校校舎新築その他本体工事）



定第37号議案

工事請負契約締結の件

紫原中学校校舎新築その他本体工事につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年9月2日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- 1 工 事 名 紫原中学校校舎新築その他本体工事
- 2 工 事 場 所 鹿児島市紫原六丁目31番19号
- 3 構 造 等 鉄筋コンクリート造 4階建
延床面積 4,255平方メートル
- 4 契 約 金 額 1,265,000,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 南生・阿久根特定建設工事共同企業体
代表者 鹿児島市平之町8番13号
南生建設株式会社

(提案理由)

紫原中学校校舎新築その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

(参 照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 工事期間

着工の日から令和9年2月19日まで

3 入札状況（令和7年7月15日・16日総合評価一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額		評価点	評価値	摘要
	1回目	2回目			
坂本・内村 特定建設工事 共同企業体	辞退				
南生・阿久根 特定建設工事 共同企業体	円 1,170,000,000	円 1,150,000,000	点 108.4	94.2609	落札

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

議 案 説 明 資 料

R7-3定

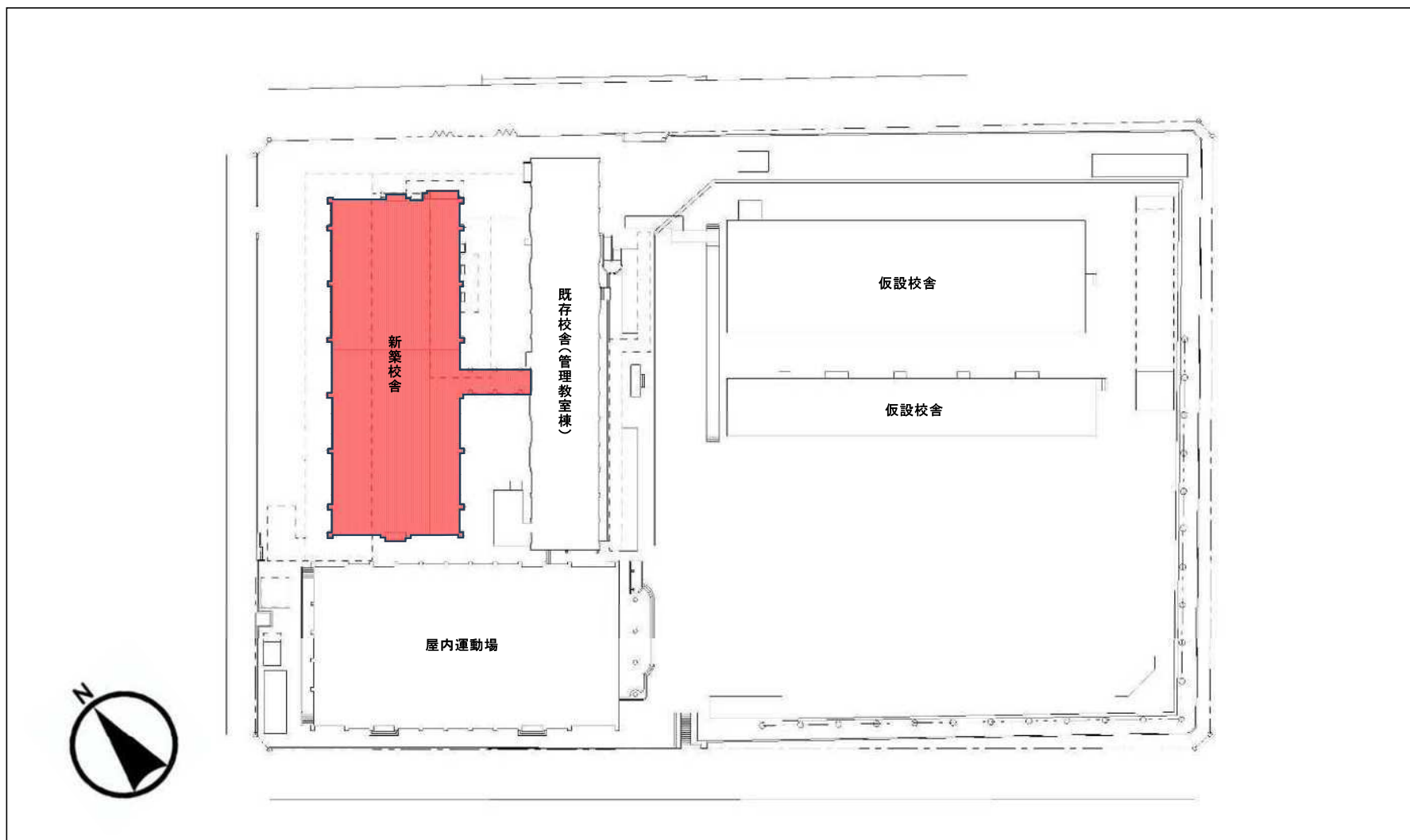
(施設課)

1	議案の件名	工事請負契約締結の件																		
2	提案理由	紫原中学校校舎新築その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。																		
3	議案の概要	<table border="1"> <tr> <td>(1) 工事名</td> <td>紫原中学校校舎新築その他本体工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事場所</td> <td>鹿児島市紫原六丁目31番19号</td> </tr> <tr> <td>(3) 構造</td> <td>鉄筋コンクリート造 4階建</td> </tr> <tr> <td>(4) 延床面積</td> <td>4,255平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(5) 入札日</td> <td>令和7年7月15日・16日</td> </tr> <tr> <td>(6) 契約方法</td> <td>総合評価一般競争入札(制限付き)</td> </tr> <tr> <td>(7) 契約金額</td> <td>1,265,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 契約の相手方</td> <td>南生・阿久根特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市平之町8番13号 南生建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>(9) 工事期間</td> <td>着工の日から令和9年2月19日まで</td> </tr> </table>	(1) 工事名	紫原中学校校舎新築その他本体工事	(2) 工事場所	鹿児島市紫原六丁目31番19号	(3) 構造	鉄筋コンクリート造 4階建	(4) 延床面積	4,255平方メートル	(5) 入札日	令和7年7月15日・16日	(6) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)	(7) 契約金額	1,265,000,000円	(8) 契約の相手方	南生・阿久根特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市平之町8番13号 南生建設株式会社	(9) 工事期間	着工の日から令和9年2月19日まで
(1) 工事名	紫原中学校校舎新築その他本体工事																			
(2) 工事場所	鹿児島市紫原六丁目31番19号																			
(3) 構造	鉄筋コンクリート造 4階建																			
(4) 延床面積	4,255平方メートル																			
(5) 入札日	令和7年7月15日・16日																			
(6) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)																			
(7) 契約金額	1,265,000,000円																			
(8) 契約の相手方	南生・阿久根特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市平之町8番13号 南生建設株式会社																			
(9) 工事期間	着工の日から令和9年2月19日まで																			
4	経緯等	<p>1 経緯 紫原中学校校舎2号棟は、建築(S42年度建築)から57年が経過し、老朽化が進んでいることから、校舎を建て替えることにより生徒等の安全や良好な教育環境を確保する。</p> <p>2 スケジュール 令和5～6年度 実施設計 令和7年9月 着工 令和9年2月 竣工 令和9年4月 供用開始</p>																		
5	その他	<p>関係法令 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋) (議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>																		

■ 付近見取図 ■

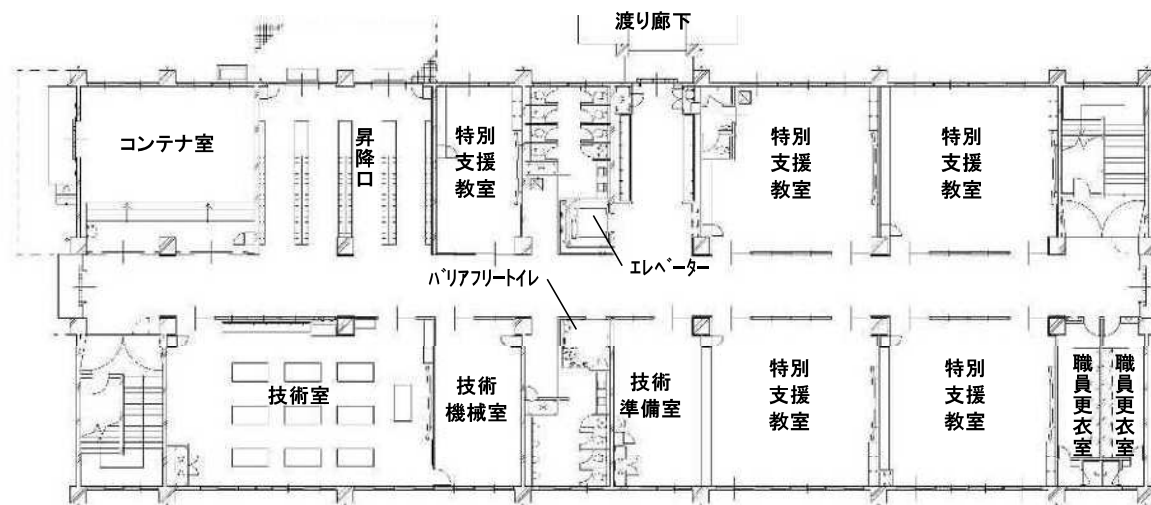


■ 配置図 ■

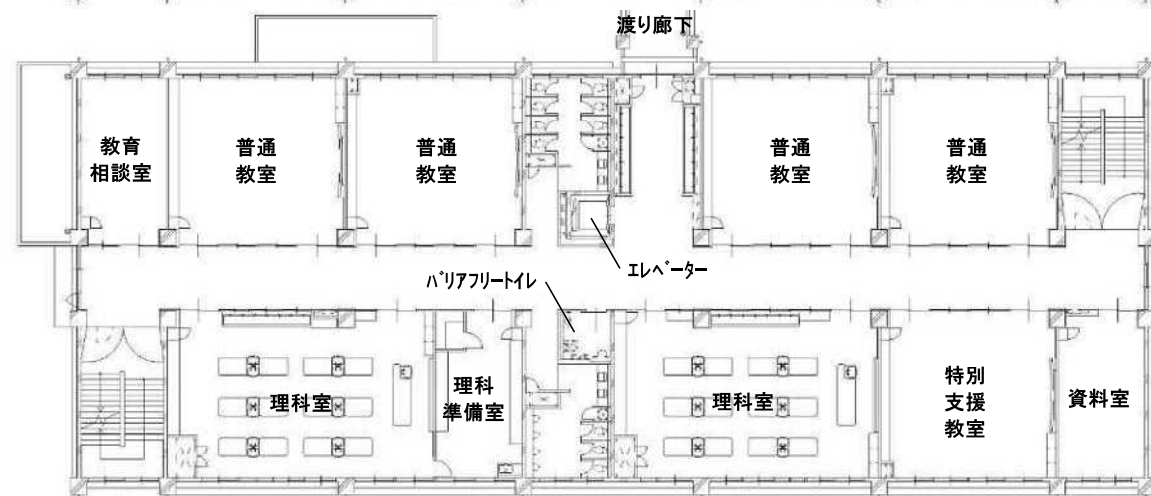


■ 1 - 2階 平面図 ■

1階平面図

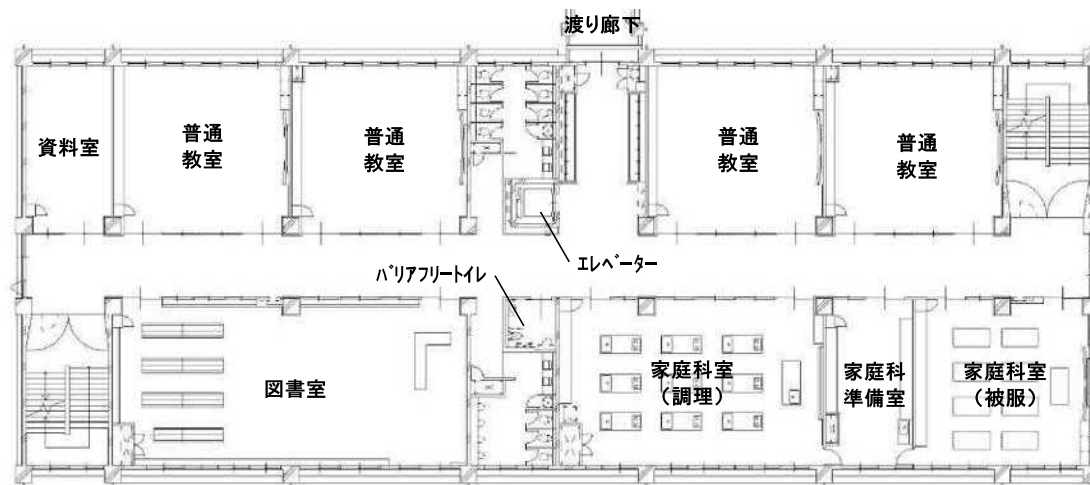


2階平面図

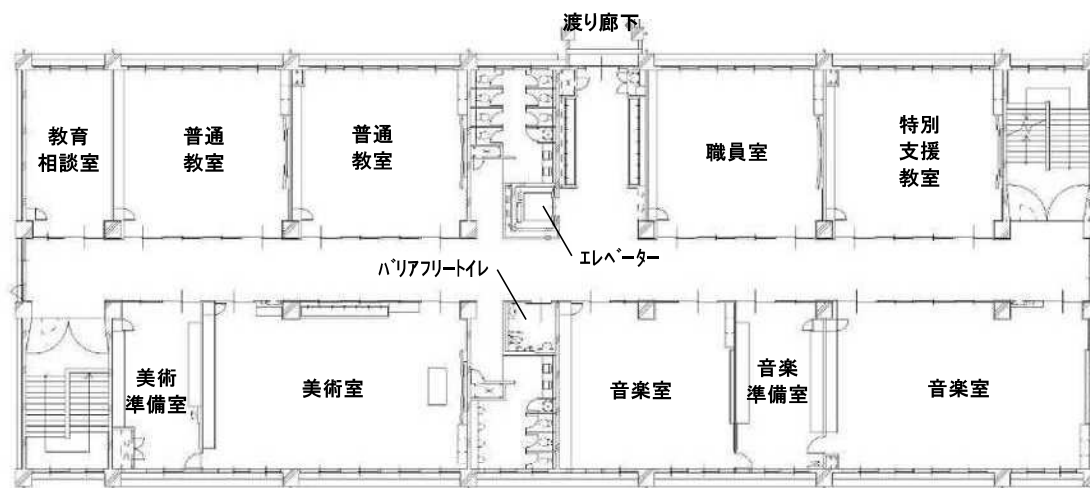


■ 3 - 4階 平面図 ■

3階平面図



4階平面図



■ イメージパース図 ■



代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事）について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

（参 照）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教 施 第 9 6 号

令和7年7月31日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部施設課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事）

教施第 9 6 - 2 号

令和 7 年 7 月 3 1 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 7 年 7 月 3 1 日付け教施第 9 6 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（坂元中学校校舎 2 号棟長寿命化改良その他本体工事）



定第38号議案

工事請負契約締結の件

坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年9月2日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事 |
| 2 工 事 場 所 | 鹿児島市玉里団地三丁目45番2号 |
| 3 構 造 等 | 長寿命化改良工事 鉄筋コンクリート造 4階建
改修面積 1,685平方メートル
増築工事(校舎) 鉄骨造 4階建
延床面積 149平方メートル |
| 4 契 約 金 額 | 356,730,000円 |
| 5 契約の相手方 | 鹿児島市易居町4番3号
丸福建設株式会社 |

(提案理由)

坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

(参 照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

- 2 工事期間

着工の日から令和8年8月28日まで

- 3 入札状況（令和7年7月28日総合評価一般競争入札（制限付き））

入 札 者	入札書記載金額	評価点	評価値	摘 要
丸 福 建 設 株 式 会 社	324,300,000 ^円	108.2 ^点	33.3642	落 札
第 一 建 設 株 式 会 社	324,000,000	106.9	32.9938	
米 盛 建 設 株 式 会 社	339,000,000	109.0	32.1534	
株 式 会 社 川 井 田 組	322,500,000	104.4	32.3721	
株 式 会 社 前 屋 敷 組	334,400,000	106.2	31.7584	
大 塚 建 設 株 式 会 社	辞 退			
株 式 会 社 深 野 木 組	323,600,000	105.5	32.6020	

- 4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

議 案 説 明 資 料

R7-3定

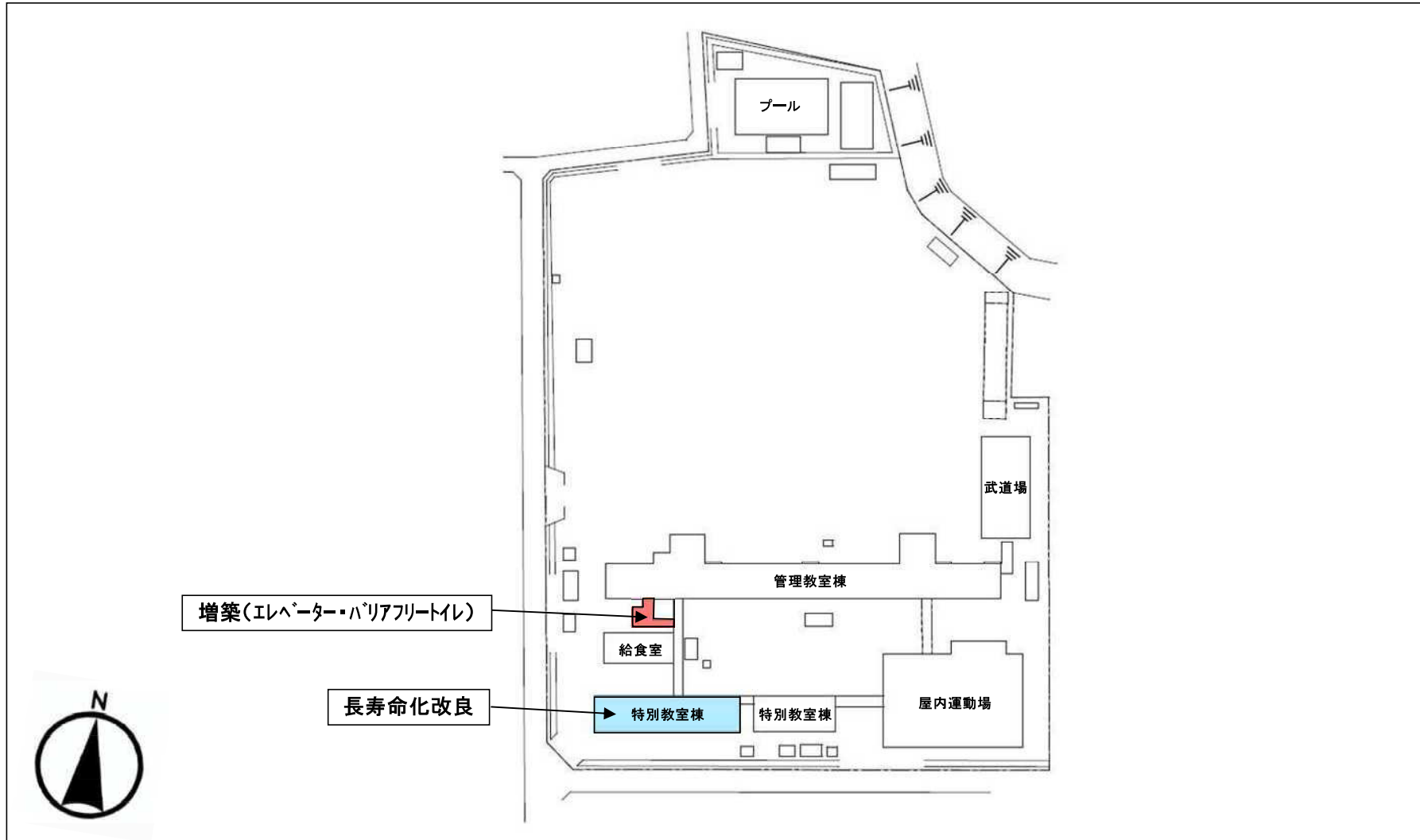
(施設課)

1	議案の件名	工事請負契約締結の件																
2	提案理由	坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。																
3	議案の概要	<table border="1"> <tr> <td>(1) 工事名</td> <td>坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事場所</td> <td>鹿児島市玉里団地三丁目45番2号</td> </tr> <tr> <td>(3) 工事概要</td> <td> ア 長寿命化改良工事 構造 鉄筋コンクリート造 4階建 改修面積 1,685平方メートル イ 増築工事(エレベーター・バリアフリートイレ) 構造 鉄骨造 4階建 延床面積 149平方メートル </td> </tr> <tr> <td>(4) 入札日</td> <td>令和7年7月28日</td> </tr> <tr> <td>(5) 契約方法</td> <td>総合評価一般競争入札(制限付き)</td> </tr> <tr> <td>(6) 契約金額</td> <td>356,730,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 契約の相手方</td> <td>鹿児島市易居町4番3号 丸福建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>(8) 工事期間</td> <td>着工の日から令和8年8月28日まで</td> </tr> </table>	(1) 工事名	坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事	(2) 工事場所	鹿児島市玉里団地三丁目45番2号	(3) 工事概要	ア 長寿命化改良工事 構造 鉄筋コンクリート造 4階建 改修面積 1,685平方メートル イ 増築工事(エレベーター・バリアフリートイレ) 構造 鉄骨造 4階建 延床面積 149平方メートル	(4) 入札日	令和7年7月28日	(5) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)	(6) 契約金額	356,730,000円	(7) 契約の相手方	鹿児島市易居町4番3号 丸福建設株式会社	(8) 工事期間	着工の日から令和8年8月28日まで
(1) 工事名	坂元中学校校舎2号棟長寿命化改良その他本体工事																	
(2) 工事場所	鹿児島市玉里団地三丁目45番2号																	
(3) 工事概要	ア 長寿命化改良工事 構造 鉄筋コンクリート造 4階建 改修面積 1,685平方メートル イ 増築工事(エレベーター・バリアフリートイレ) 構造 鉄骨造 4階建 延床面積 149平方メートル																	
(4) 入札日	令和7年7月28日																	
(5) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)																	
(6) 契約金額	356,730,000円																	
(7) 契約の相手方	鹿児島市易居町4番3号 丸福建設株式会社																	
(8) 工事期間	着工の日から令和8年8月28日まで																	
4	経緯等	<p>1 経緯 建築(S54年度建築)から45年が経過した坂元中学校校舎2号棟について、長寿命化改良工事を行うとともに、エレベーター等を整備し、教育環境の充実を図る。</p> <p>2 スケジュール 令和6年度 実施設計 令和7年9月 着工 令和8年8月 竣工 令和8年9月 供用開始</p>																
5	その他	<p>関係法令 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋) (議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>																

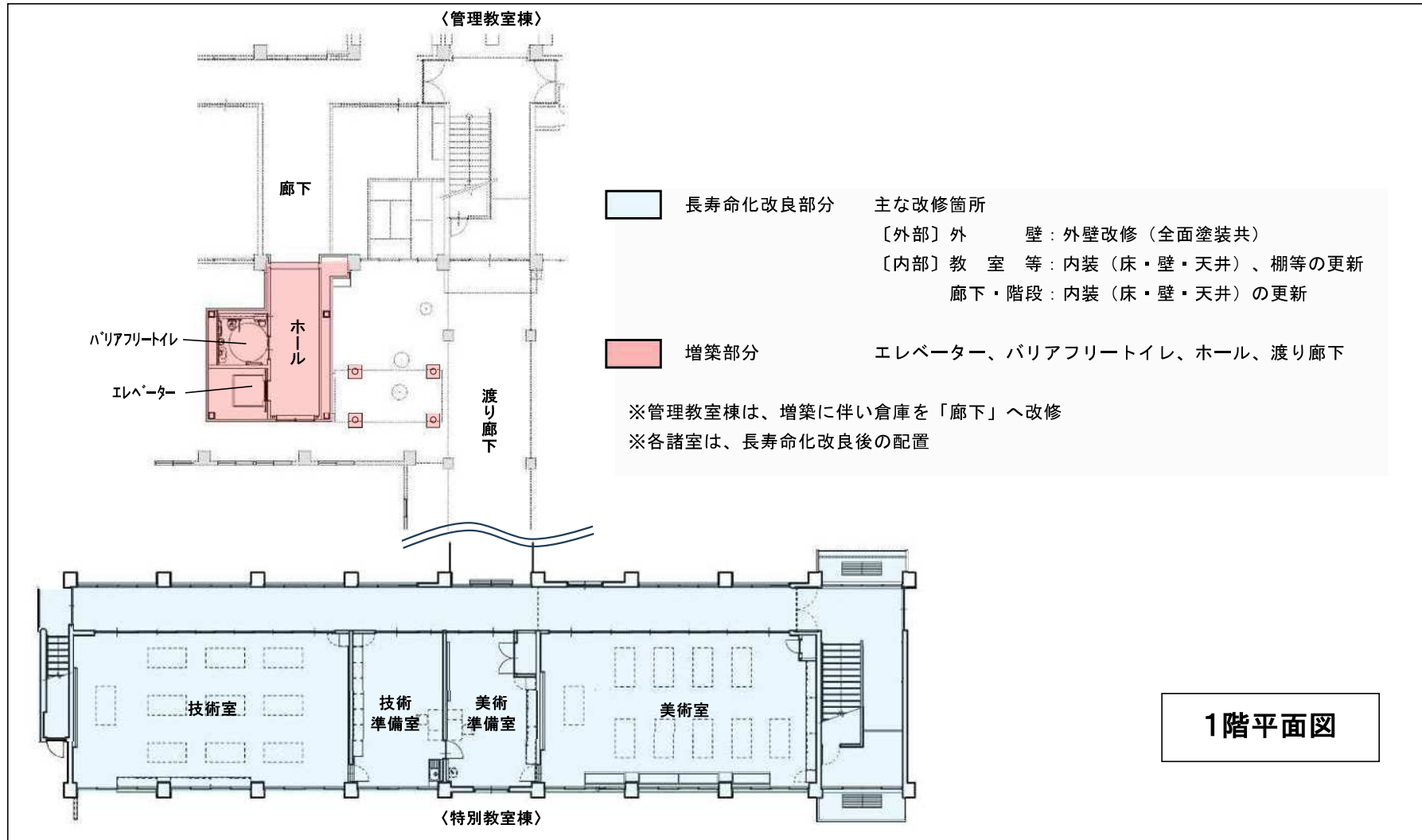
■ 付近見取図 ■



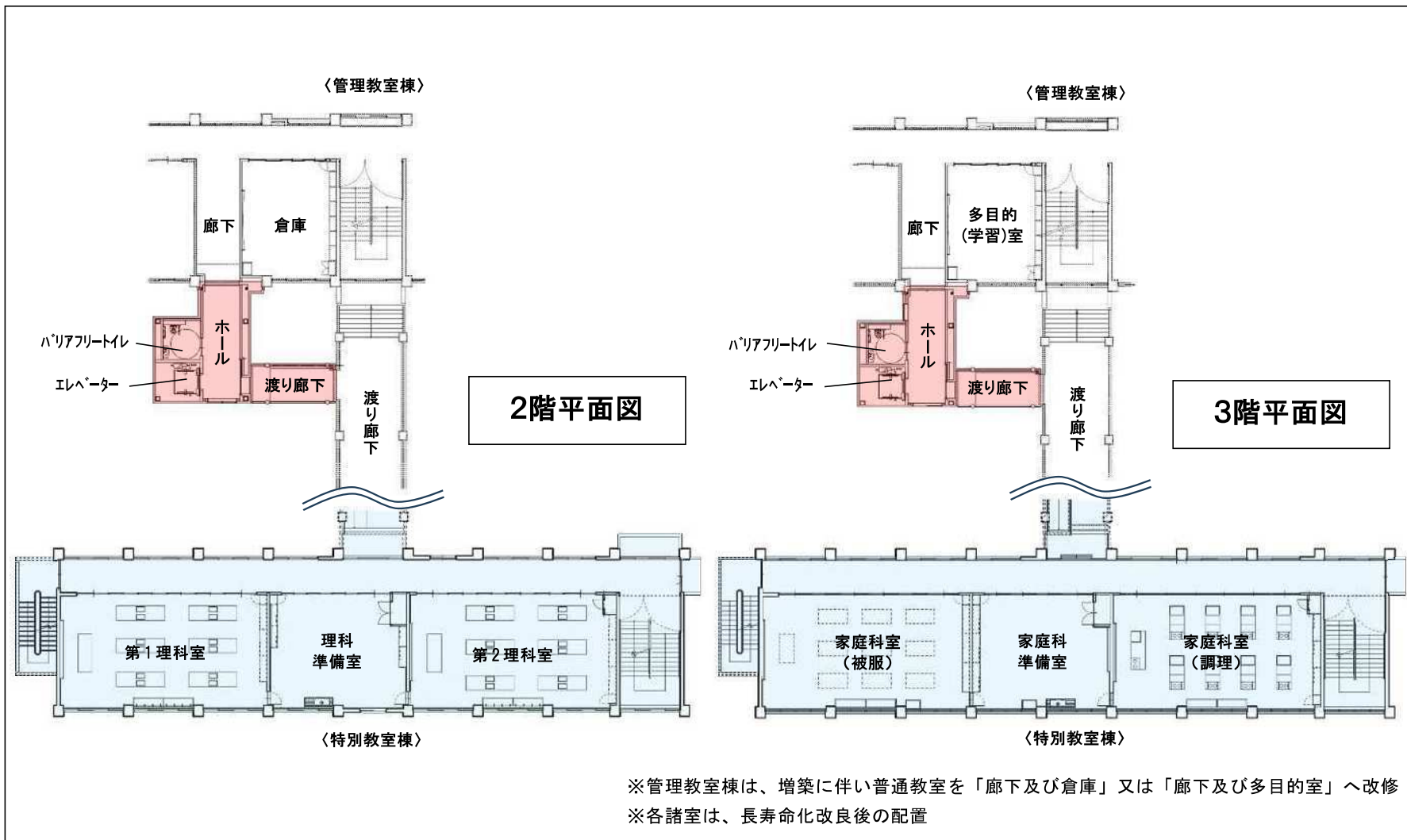
■ 配置図 ■



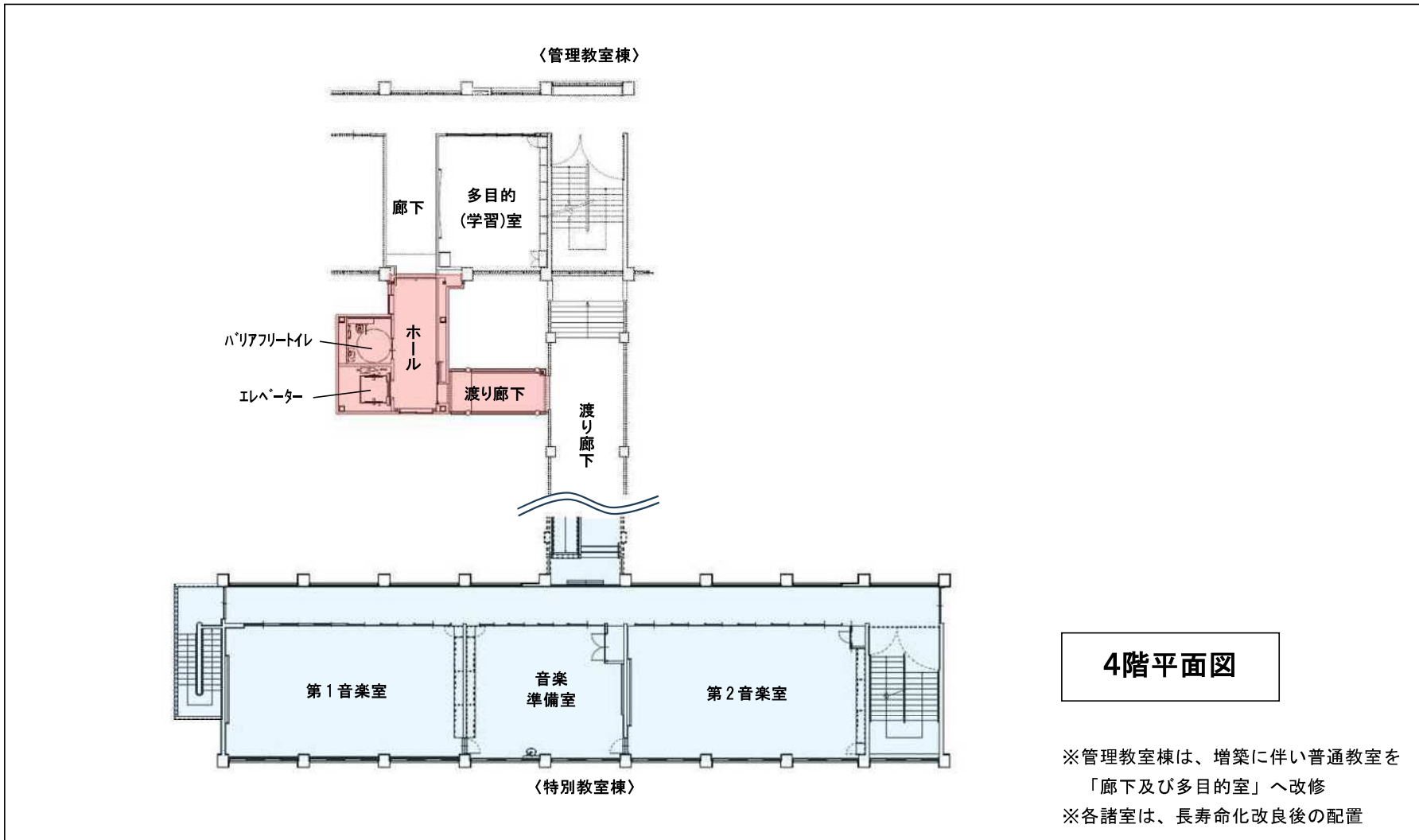
■ 1階 平面図 ■



■ 2-3階 平面図 ■



■ 4階 平面図 ■



代決処分の承認を求める件

工事委託契約締結に係る議案についての意見申出（鹿児島市立美術館照明器具LED化業務）について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事委託契約締結に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

美 第 59 号

令和7年7月31日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部美術館扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事委託契約締結の件（鹿児島市立美術館照明器具LED化業務）

美 第 59-2 号

令和7年7月31日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和7年7月31日付け美第59号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事委託契約締結の件（鹿児島市立美術館照明器具LED化業務）



定第39号議案

工事委託契約締結の件

鹿児島市立美術館照明器具LED化につき、次のとおり工事委託契約を締結する。

令和7年9月2日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1 委託業務名 | 鹿児島市立美術館照明器具LED化業務 |
| 2 委託業務内容 | 照明器具のLED化 |
| 3 契約金額 | 269,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 鹿児島市光山一丁目14番24号
株式会社 山下電機システム |

(提案理由)

鹿児島市立美術館照明器具LED化業務委託契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

(参 照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 履行期限

令和8年3月24日まで

3 入札状況（令和7年7月1日一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額	摘要
株式会社 山下電機システム	245,000,000 ^円	落札
株式会社 高橋電設	289,000,000	
株式会社 和光電設	549,000,000	
株式会社 松葉電設	650,000,000	
株式会社 南部テック	340,000,000	
株式会社 誠電社	333,000,000	
中外電工 株式会社	380,000,000	
双栄電気 株式会社	辞退	
大成電設 株式会社	辞退	
川北電工 株式会社	辞退	

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

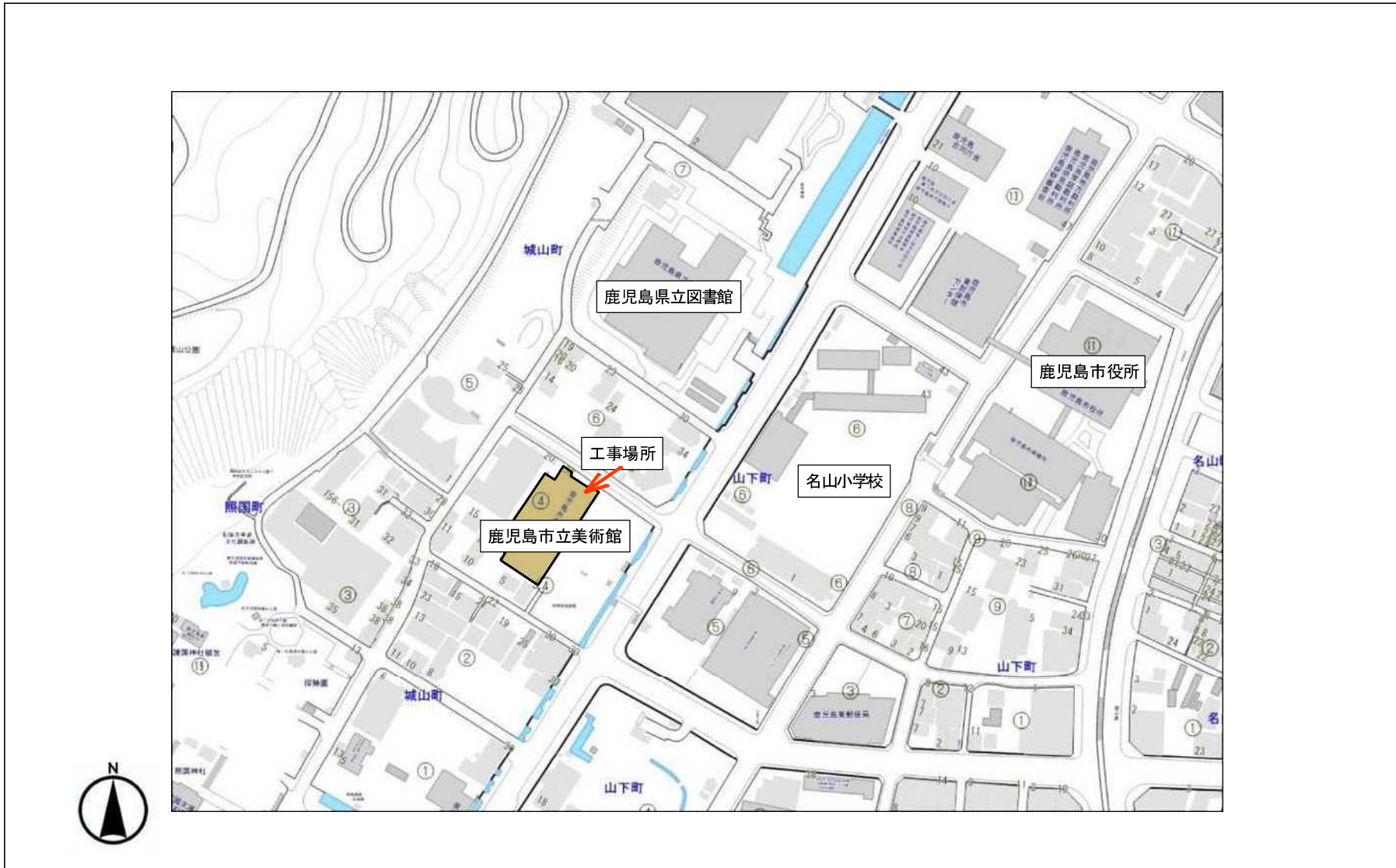
議 案 説 明 資 料

R7-3定

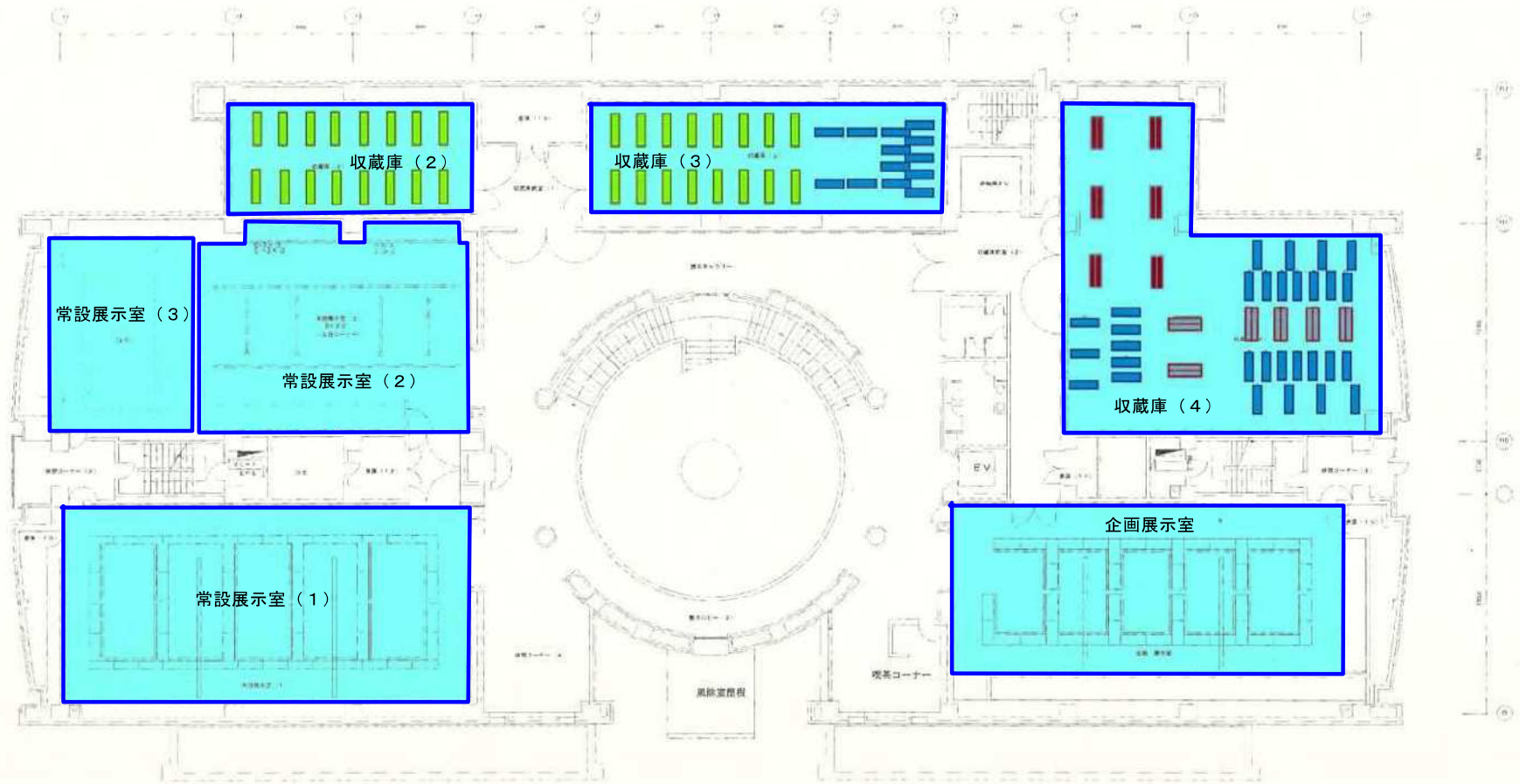
(美術館)

1	議案の件名	工事委託契約締結の件	
2	提案理由	鹿児島市立美術館照明器具LED化業務委託契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。	
3	議案の概要	(1) 委託業務名	鹿児島市立美術館照明器具LED化業務
		(2) 委託業務内容	照明器具のLED化業務
		(3) 入札日	令和7年7月1日
		(4) 契約方法	一般競争入札(制限付き)
		(5) 契約金額	269,500,000円
		(6) 契約の相手方	鹿児島市光山一丁目14番24号 株式会社 山下電機システム
		(7) 履行期限	令和8年3月24日まで
4	経緯等	<p>1 概要 展示室等において、照度等の高度な調光や美術品の劣化防止に配慮した照明環境を構築するとともに、「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」に基づくCO2排出量削減の取組を推進するためLED照明器具を導入するもの</p> <p>【工事部分】1階 一般展示室、2階 常設展示室、企画展示室、 大型展示ケース、中型展示ケースなど</p> <p>【委託部分】1階 収蔵庫、2階 収蔵庫、地下1階 講堂、市民アトリエなど</p> <p>2 スケジュール 令和7年9月 議決後着工(予定) 令和8年3月 完成</p>	
5	その他	<p>関係法令 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋) (議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>	

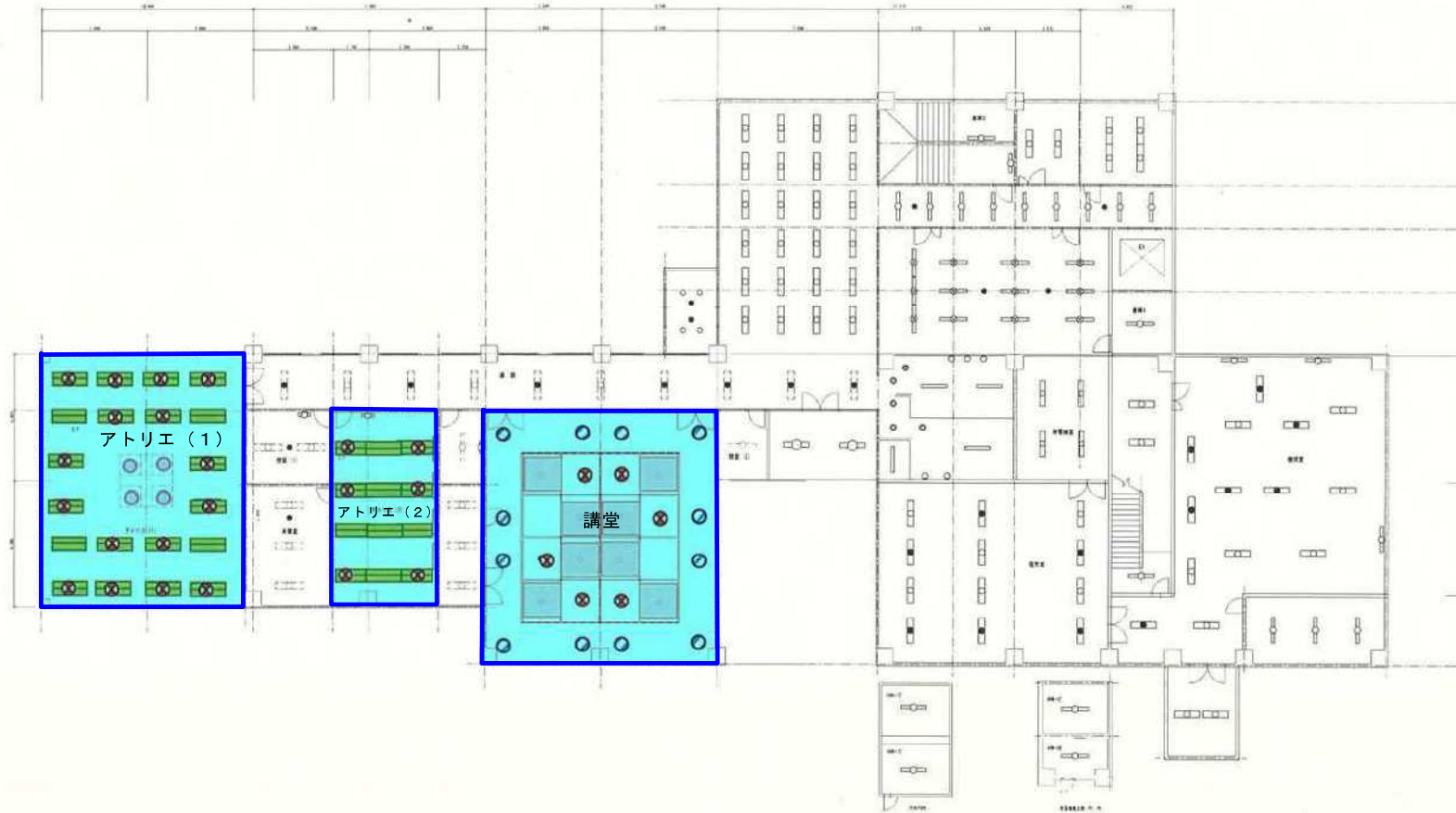
■ 付近見取図 ■



鹿児島市立美術館 2階 照明配置図



鹿児島市立美術館 地下階 照明配置図



代決処分の承認を求める件

鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正に係る議案についての意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例の一部改に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総 第 2 1 3 号

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について (意見聴取)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
- 2 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算 (教育委員会関係分)
- 3 令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算 (教育委員会関係分)

教総第 213-2 号

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 6 年 8 月 6 日付け教総第 224 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- 1 鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
- 2 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）
- 3 令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）



定第40号議案

鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件

鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例（昭和42年条例第49号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月2日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

付則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（令和7年度における授業料徴収の猶予の特例）

- 4 令和7年度における第2条第3項の規定の適用については、同項中「又は同法」とあるのは「若しくは同法」と、「届け出たとき」とあるのは「届け出、又は同法第3条第2項第3号の規定により就学支援金が支給されていない生徒を対象とした支援金（以下「高校生等臨時支援金」という。）の受給資格の認定を申請したとき」とする。
- 5 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「就学支援金を受給できない旨の通知を受けた生徒」とあるのは「就学支援金を受給できない旨の通知を受けた生徒（高校生等臨時支援金の受給資格の認定を申請した生徒を除く。）又は高校生等臨時支援金を受給できない旨の通知を受けた生徒（就学支援金を受給できる旨の通知を受けた生徒を除く。）」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国の高校生等臨時支援金の支給に伴い、令和7年度における授業料の徴収の猶予に関する特例を設けるものである。

鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例（昭和42年条例第49号）新旧対照表

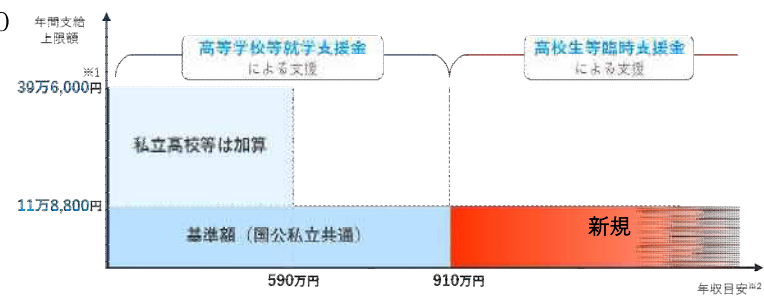
現行	改正案	備考
<p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(令和7年度における授業料徴収の猶予の特例)</u></p> <p><u>4 令和7年度における第2条第3項の規定の適用については、同項中「又は同法」とあるのは「若しくは同法」と、「届け出たとき」とあるのは「届け出、又は同法第3条第2項第3号の規定により就学支援金が支給されていない生徒を対象とした支援金（以下「高校生等臨時支援金」という。）の受給資格の認定を申請したとき」とする。</u></p> <p><u>5 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「就学支援金を受給できない旨の通知を受けた生徒」とあるのは、「就学支援金を受給できない旨の通知を受けた生徒（高校生等臨時支援金の受給資格の認定を申請した生徒を除く。）又は高校生等臨時支援金を受給できない旨の通知（就学支援金を受給できる旨の通知を受けた生徒を除く。）」とする。</u></p>	<p>授業料徴収の猶予</p>

議 案 説 明 資 料

R7-3

(教育委員会総務課)

1	議案の件名	鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
2	提案理由	国の高校生等臨時支援金の支給に伴い、令和7年度における授業料の徴収の猶予に関する特例を設けるものである。
3	議案の概要	<p>1 改正の内容 高等学校等就学支援金が支給されていない生徒に対して、令和7年度に限り支給される高校生等臨時支援金の受給資格の認定を申請したときは、授業料の徴収を猶予する特例を設けるもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>
4	経緯等	<p>(1) 令和7年通常国会の審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象範囲が拡大される。</p> <p>(2) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱が制定される（令和7年4月）。</p>
5	その他	<p>1 制度の推移 平成22年4月 高等学校等就学支援金の支給に関する法律が制定され、公立高校の授業料が無償化 平成26年4月 同法改正により、所得制限が設けられる。 令和7年4月 令和7年度に限り高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱が制定され、所得制限により就学支援金が支給されていない生徒に対し、高校生等臨時支援金が支給される予定</p> <p>2 今回の支援対象者について 高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生が新たに支援の対象となる。 高校生等臨時支援金 118,800円（年額）</p> <p>3 今後のスケジュール（予定） 令和7年10月 臨時支援金受給資格に係る申請書提出 令和8年1月以降 受給資格認定結果通知</p>



代決処分の承認を求める件

令和7年度鹿児島市一般会計補正予算(第3号)中、教育委員会関係分の意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年8月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

令和7年度鹿児島市一般会計補正予算(第3号)中、教育委員会関係分に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則(抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総 第 2 1 3 号

令和 7 年 8 月 7 日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について (意見聴取)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
- 2 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算 (教育委員会関係分)
- 3 令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算 (教育委員会関係分)

教総 第 2 1 3-2 号

令和 7 年 8 月 7 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 6 年 8 月 6 日付け教総第 2 2 4 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- 1 鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
- 2 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）
- 3 令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）

第43号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）〔教育委員会関係分〕

1 歳入・歳出予算 補正
【歳出予算】

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補 正 前 の 予 算 額	補 予 算 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国(県)支出金	地方債	その他		
教 育 費	19,528,418	66,001	19,594,419	18,860	18,100	0	29,041	
教育総務費	4,394,537	28,457	4,422,994	0	0	0	28,457	
事務局費	818,770	28,457	847,227	0	0	0	28,457	
桜島学校整備推進事業	2,704	28,457	31,161	0	0	0	28,457	
小学校費	4,425,822	33,228	4,459,050	16,692	16,000	0	536	
学校建設費	1,428,046	33,228	1,461,274	16,692	16,000	0	536	
小学校屋内運動場空調設備整備事業	0	33,228	33,228	16,692	16,000	0	536	補助決定による 補助事業 屋内運動場空調設備整備
中学校費	2,474,288	4,316	2,478,604	2,168	2,100	0	48	
学校建設費	1,024,912	4,316	1,029,228	2,168	2,100	0	48	
中学校屋内運動場空調設備整備事業	0	4,316	4,316	2,168	2,100	0	48	補助決定による 補助事業 屋内運動場空調設備整備

【歳入予算】

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 予 算 額	補 正 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
国庫支出金	827,916	18,860	846,776			
国庫補助金	535,024	18,860	553,884			
教育費国庫補助金	535,024	18,860	553,884	桜島降灰防除施設整備費	18,860	補助率 1/2 学校施設環境改善交付金 小学校 大明丘小ほか 8校 16,692 中学校 緑丘中 2,168 補助決定による
市債	1,066,400	18,100	1,084,500			
市債	1,066,400	18,100	1,084,500			
教育債	1,066,400	18,100	1,084,500	義務教育施設等整備事業債	18,100	校舎等施設整備事業

2 債務負担行為

(単位：千円)

款	項	事 項	限 度 額	期 間	特 定 財 源			一般財源	説 明
					国(県)支出金	地方債	その他		
教育費	教育総務費	桜島学校整備推進事業	139,572	7~10年度	27,360	0	0	112,212	令和7年度中に7年度から10年度(準備期間含む)までを実施期間とする桜島学校のスクールバス運行業務の委託契約を締結するため、契約期間全体に係る債務負担行為を設定するもの。

桜島学校整備推進事業

1 事業概要

桜島学校の新校舎完成が令和9年2月となることから、令和8年4月に桜島中学校の校舎を活用し義務教育学校として開校するにあたり必要な施設整備や備品の移転などを行うもの。

(1) 施設整備

- ・不足する普通教室6教室と特別支援学級2教室、小学校用図書館の設置等のため、美術室や更衣室、コンピューター室などを改修

(参考)教室数	開校前		開校後		
	普通教室：3	→	普通教室：9	} 8増 ⇒	教室の使い方を見直して 整備
	特別支援：2		特別支援：4		

- ・故障している空調機器の取り換えや、2階玄関前エントランスから校庭への落下防止のためのフェンス設置
- ・食数増に対応するため、給食室のガス・電気の増設と炊飯窯や消毒保管庫の移設設置

(2) 備品等移転

- ・机椅子や棚などの主に小学校用備品等の移転、学校図書館書籍の移転

(3) 開校準備

- ・スクールバスの試験運行及びバス停設置
- ・屋外遊具の設置や、屋内遊具用の教育教材、公印、学校旗など学校用品の購入

2 補正予算額

28,457千円（財源：全額一般財源）

※新校舎建設に係る工事請負費等は、令和7年度繰越明許費及び事故繰越費にて計上。

スクールバス運行業務委託の債務負担設定（令和7～10年度） 限度額：139,572千円 財源：国庫補助金27,360千円

3 スケジュール

7年10月～	スクールバス運行業務委託等の入札、桜島中学校の施設改修工事
8年2月～	桜島中学校への備品等搬入
4月	桜島学校の開校、スクールバス運行開始
9年4月	新校舎の供用開始

桜島中学校校舎での桜島学校の教室等配置計画

図書館

- ・中学校用図書館として継続使用
- ・資料室、準備室で保存本を保管



倉庫→特別支援学級

- ・空調あり
- ・黒板はホワイトボードで対応



**教育相談室（心の教室）⇒
教育相談室+進路指導室**

- ・間仕切りした小部屋や畳スペースあり




進路指導室 ⇒ 特別支援学級

- ・前方に水道あり



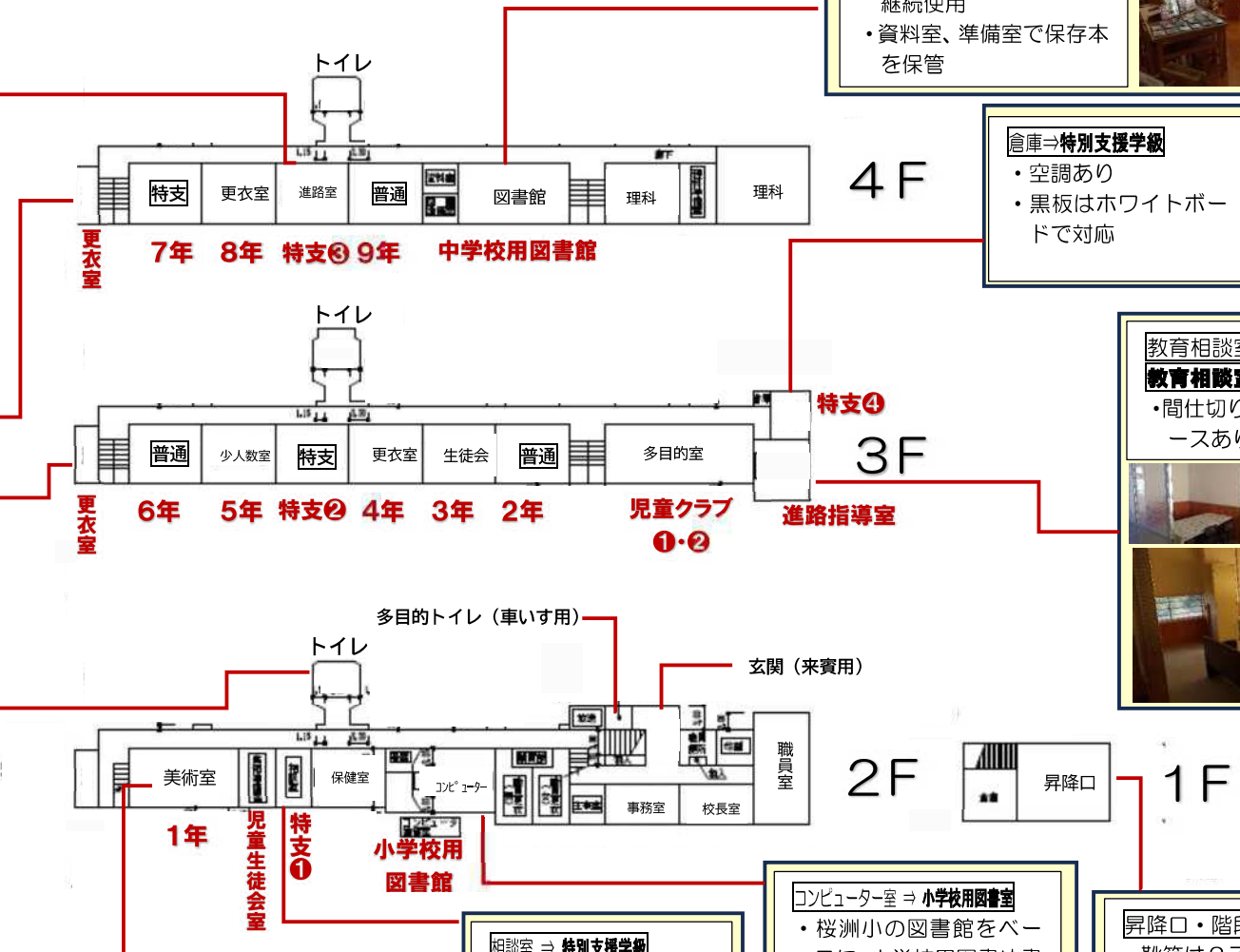
倉庫 ⇒ 更衣室

(例) 3階 女子更衣室
4階 男子更衣室




トイレ・水道

- ・小便器は低学年児童も利用可能
- ・水道の高さは流し台が約70cm

美術室 ⇒ 1年教室

- ・後方は交流スペースとして活用
- ・段差なく給食の運搬が可能



相談室 ⇒ 特別支援学級

- ・黒板あり
- ・空調あり



コンピューター室⇒小学校用図書室

- ・桜洲小の図書館をベースに、小学校用図書や書棚等を設置



昇降口・階段

- ・靴箱は270人まで対応
- ・校内の階段は全て手すりがあり、段差約16cm (低学年児童にも対応)



屋内運動場空調設備整備事業

1 事業概要

避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる小中学校の屋内運動場への空調設備の設置に向け、設計委託を行うもの。

対 象 校 (10校)	
小学校 (9校)	大明丘小、西田小、武小、中郡小、伊敷小、玉江小、石谷小、谷山小、中山小
中学校 (1校)	緑丘中

※対象校は、避難所の開設状況、地域バランスを考慮して選定

2 補正予算額

37,544千円【小学校：33,228千円、中学校：4,316千円】

(単位：千円)

事業名	補正予算額	財源内訳		
		国庫補助金	市債	一般財源
小学校屋内運動場 空調設備整備事業	33,228	16,692	16,000	536
中学校屋内運動場 空調設備整備事業	4,316	2,168	2,100	48

3 スケジュール (予定)

7年10月 入札・契約

8年 3月 設計完了

代決処分の承認を求める件

令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算中、教育委員会関係分の意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算中、教育委員会関係分に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総 第 2 1 3 号

令和 7 年 8 月 7 日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について (意見聴取)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
- 2 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算 (教育委員会関係分)
- 3 令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算 (教育委員会関係分)

教総 第 2 1 3-2 号

令和 7 年 8 月 7 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 6 年 8 月 6 日付け教総第 2 2 4 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- 1 鹿児島市立高等学校授業料等に関する条例一部改正の件
- 2 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）
- 3 令和 6 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）

令和6年度「歳出」決算調書

(単位:円)

科 目	予 算 現 額					計 A	支出済額 B	翌年度繰越額			不用額 F(A-B-C-D-E)	執行率① (%) B/A	執行率② (%) B/(A-C-D)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額			継 続 費 通 次 繰 越 C	繰 越 明 許 費 D	事 故 繰 越 し E			
教 育 費	20,732,709,000	5,596,781,000	5,209,627,000	0	0	31,539,117,000	22,531,231,613	0	7,473,854,000	391,883,000	1,142,148,387	71.4	93.6
教育総務費	5,381,520,000	561,645,000	401,771,000	0	0	6,344,936,000	3,919,105,587	0	1,923,208,000	391,883,000	110,739,413	61.8	88.6
教育委員会費	7,758,000	253,000	0	0	0	8,011,000	7,339,970	0	0	0	671,030	91.6	91.6
事務局費	2,532,250,000	423,564,000	391,883,000	0	0	3,347,697,000	968,035,254	0	1,923,208,000	391,883,000	64,570,746	28.9	68.0
教育指導費	2,583,336,000	137,828,000	9,888,000	0	0	2,731,052,000	2,686,684,475	0	0	0	44,367,525	98.4	98.4
科学館費	258,176,000	0	0	0	0	258,176,000	257,045,888	0	0	0	1,130,112	99.6	99.6
小学校費	4,854,153,000	1,645,119,000	2,811,180,000	0	0	9,310,452,000	7,056,053,523	0	1,816,527,000	0	437,871,477	75.8	94.2
学校管理費	2,307,314,000	14,287,000	0	0	0	2,321,601,000	2,268,147,107	0	0	0	53,453,893	97.7	97.7
教育振興費	790,488,000	△ 9,928,000	366,472,000	0	0	1,147,032,000	1,112,956,183	0	0	0	34,075,817	97.0	97.0
学校建設費	1,756,351,000	1,640,760,000	2,444,708,000	0	0	5,841,819,000	3,674,950,233	0	1,816,527,000	0	350,341,767	62.9	91.3
中学校費	2,481,011,000	3,258,065,000	1,961,230,000	0	0	7,700,306,000	3,898,626,389	0	3,444,941,000	0	356,738,611	50.6	91.6
学校管理費	904,574,000	△ 13,632,000	0	0	0	890,942,000	865,425,766	0	0	0	25,516,234	97.1	97.1
教育振興費	588,446,000	156,674,000	0	0	0	745,120,000	549,415,722	0	161,596,000	0	34,108,278	73.7	94.2
学校建設費	987,991,000	3,115,023,000	1,961,230,000	0	0	6,064,244,000	2,483,784,901	0	3,283,345,000	0	297,114,099	41.0	89.3
高等学校費	2,873,711,000	84,375,000	21,036,000	0	0	2,979,122,000	2,831,789,369	0	60,700,000	0	86,632,631	95.1	97.0
学校管理費	2,635,953,000	23,675,000	0	0	0	2,659,628,000	2,626,985,111	0	0	0	32,642,889	98.8	98.8
教育振興費	16,463,000	0	0	0	0	16,463,000	16,337,041	0	0	0	125,959	99.2	99.2
学校建設費	221,295,000	60,700,000	21,036,000	0	0	303,031,000	188,467,217	0	60,700,000	0	53,863,783	62.2	77.8
社会教育費	3,383,954,000	68,357,000	14,410,000	0	0	3,466,721,000	3,125,203,348	0	228,478,000	0	113,039,652	90.1	96.5
社会教育総務費	837,847,000	31,483,000	0	0	741,000	870,071,000	832,522,477	0	0	0	37,548,523	95.7	95.7
文化財保護費	244,608,000	△ 11,422,000	14,410,000	0	0	247,596,000	227,102,474	0	0	0	20,493,526	91.7	91.7
公民館費	529,822,000	28,510,000	0	0	0	558,332,000	412,028,368	0	130,740,000	0	15,563,632	73.8	96.4
女性青少年教育費	92,141,000	△ 4,727,000	0	0	△ 741,000	86,673,000	79,549,412	0	0	0	7,123,588	91.8	91.8
青少年育成センター費	10,482,000	0	0	0	0	10,482,000	9,606,207	0	0	0	875,793	91.6	91.6
勤労青少年ホーム費	36,909,000	0	0	0	0	36,909,000	36,078,430	0	0	0	830,570	97.7	97.7
女性センター費	57,378,000	0	0	0	0	57,378,000	49,546,740	0	0	0	7,831,260	86.4	86.4
少年自然の家費	75,045,000	2,170,000	0	0	0	77,215,000	75,764,354	0	0	0	1,450,646	98.1	98.1
美術館費	241,281,000	△ 19,845,000	0	0	0	221,436,000	218,624,577	0	0	0	2,811,423	98.7	98.7
図書館費	646,621,000	64,232,000	0	0	0	710,853,000	606,004,765	0	97,738,000	0	7,110,235	85.3	98.8
生涯学習プラザ費	611,820,000	△ 22,044,000	0	0	0	589,776,000	578,375,544	0	0	0	11,400,456	98.1	98.1

令和6年度「歳出」決算調書

(単位:円)

科 目	予 算 現 額						支出済額 B	翌年度繰越額			不 用 額 F(A-B-C-D-E)	執行率① (%) B/A	執行率② (%) B/(A-C-D)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	計 A		継 続 費 通次繰越 C	繰 越 明 許 費 D	事 故 繰 越 し E			
保健体育費	1,758,360,000	△ 20,780,000	0	0	0	1,737,580,000	1,700,453,397	0	0	0	37,126,603	97.9	97.9
保健体育総務費	341,669,000	3,117,000	0	0	220,000	345,006,000	336,836,882	0	0	0	8,169,118	97.6	97.6
保健体育指導費	566,693,000	△ 7,084,000	0	0	△ 220,000	559,389,000	537,193,336	0	0	0	22,195,664	96.0	96.0
学校給食センター費	849,998,000	△ 16,813,000	0	0	0	833,185,000	826,423,179	0	0	0	6,761,821	99.2	99.2
災害復旧費	77,000,000	△ 61,400,000	0	0	0	15,600,000	13,922,107	0	0	0	1,677,893	89.2	89.2
教育施設災害復旧費	12,000,000	0	0	0	0	12,000,000	11,960,107	0	0	0	39,893	99.7	99.7
学校施設災害復旧費	12,000,000	0	0	0	0	12,000,000	11,960,107	0	0	0	39,893	99.7	99.7
桜島連続降灰除去事業費	65,000,000	△ 61,400,000	0	0	0	3,600,000	1,962,000	0	0	0	1,638,000	54.5	54.5
降灰除去事業費	65,000,000	△ 61,400,000	0	0	0	3,600,000	1,962,000	0	0	0	1,638,000	54.5	54.5
教育委員会(計)	20,809,709,000	5,535,381,000	5,209,627,000	0	0	31,554,717,000	22,545,153,720	0	7,473,854,000	391,883,000	1,143,826,280	71.4	93.6

令和6年度「歳入」決算調書

(単位:円)

款・目	予 算 現 額				調 定 額			収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 E (B-C-D)	予算現額に 比し増減 F (C-A)	収入率 (%) (C/B)	説 明
	当 初	補 正	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計	前年度以前	現 年 度	計						
	予 算 額	予 算 額		A	繰 越 額		B						
分担金及び負担金	20,887,000	0	0	20,887,000	0	21,014,200	21,014,200	21,014,200	0	0	127,200	100.0	
教育費負担金	20,887,000	0	0	20,887,000	0	21,014,200	21,014,200	21,014,200	0	0	127,200	100.0	・日本スポーツ振興センター共済掛金
使用料及び手数料	328,618,000	0	0	328,618,000	0	318,882,642	318,882,642	318,882,642	0	0	△ 9,735,358	100.0	
教育使用料	322,109,000	0	0	322,109,000	0	312,216,742	312,216,742	312,216,742	0	0	△ 9,892,258	100.0	・高校授業料 ・科学館、公民館、美術館、図書館、生涯学習プラザ使用料 ・行政財産目的外使用料 ほか
教育手数料	6,509,000	0	0	6,509,000	0	6,665,900	6,665,900	6,665,900	0	0	156,900	100.0	・高校入学検定料、高校入学科 ・玉龍中入学検定料 ほか
国庫支出金	655,190,000	1,358,738,000	1,338,148,000	3,352,076,000	1,239,182,000	2,244,679,026	3,483,861,026	1,753,161,026	0	1,730,700,000	△ 1,598,914,974	50.3	
教育費国庫負担金	497,904,000	82,926,000	123,595,000	704,425,000	123,595,000	591,883,000	715,478,000	351,245,000	0	364,233,000	△ 353,180,000	49.1	・校舎増築国庫負担金
教育費国庫補助金	124,786,000	1,306,512,000	1,214,553,000	2,645,851,000	1,115,587,000	1,652,796,026	2,768,383,026	1,401,916,026	0	1,366,467,000	△ 1,243,934,974	50.6	・大規模改造事業費(小・中学校) ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ほか
災害復旧費国庫補助金	32,500,000	△ 30,700,000	0	1,800,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,800,000		・学校校庭降灰除去事業費
県支出金	35,896,000	8,083,000	0	43,979,000	0	32,776,910	32,776,910	32,776,910	0	0	△ 11,202,090	100.0	
教育費県補助金	14,453,000	0	0	14,453,000	0	8,354,000	8,354,000	8,354,000	0	0	△ 6,099,000	100.0	・教員業務支援員配置事業費 ・埋蔵文化財発掘調査費 ほか
教育費委託金	21,443,000	8,083,000	0	29,526,000	0	24,422,910	24,422,910	24,422,910	0	0	△ 5,103,090	100.0	・スクールカウンセラー配置事業委託金 ・高等学校就学支援金事務交付金 ほか
財産収入	2,134,000	0	0	2,134,000	128,800	2,651,380	2,780,180	2,706,580	0	73,600	572,580	97.4	
財産貸付収入	1,157,000	0	0	1,157,000	128,800	1,649,995	1,778,795	1,705,195	0	73,600	548,195	95.9	・土地建物貸付収入(自動販売機 ほか)
基金運用収入	99,000	0	0	99,000	0	233,155	233,155	233,155	0	0	134,155	100.0	・美術品等取得基金収入、奨学資金貸付基金収入 ほか
不動産売払収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
物品売払収入	878,000	0	0	878,000	0	768,230	768,230	768,230	0	0	△ 109,770	100.0	・図録等売払収入(美術館図録、史跡めぐりガイドブック ほか)
寄附金	1,440,000	0	0	1,440,000	0	2,551,769	2,551,769	2,551,769	0	0	1,111,769	100.0	
教育費寄附金	1,440,000	0	0	1,440,000	0	2,551,769	2,551,769	2,551,769	0	0	1,111,769	100.0	・図書充実への寄付金 ・地方創生応援税制寄付金 ほか
繰入金	1,003,000	0	0	1,003,000	0	896,000	896,000	896,000	0	0	△ 107,000	100.0	
基金繰入金	1,003,000	0	0	1,003,000	0	896,000	896,000	896,000	0	0	△ 107,000	100.0	・母校応援ふるさと寄附金からの繰入金
諸収入	58,166,000	2,174,000	0	60,340,000	1,755,000	71,497,731	73,252,731	72,237,731	0	1,015,000	11,897,731	98.6	
雑入	58,166,000	2,174,000	0	60,340,000	1,755,000	71,497,731	73,252,731	72,237,731	0	1,015,000	11,897,731	98.6	・教職員住宅貸家料 ・臨時、嘱託、再任用職員等労働保険料 ・太陽光発電電力売払収入 ・食堂等電気水道料 ・美術館特別企画展観覧料等収入 ほか
市債	1,653,500,000	4,052,100,000	3,028,600,000	8,734,200,000	0	3,239,000,000	3,239,000,000	3,239,000,000	0	0	△ 5,495,200,000	100.0	
教育債	1,621,000,000	4,082,800,000	3,028,600,000	8,732,400,000	0	3,237,100,000	3,237,100,000	3,237,100,000	0	0	△ 5,495,300,000	100.0	・義務教育施設整備事業債 ・地域公民館整備等事業債 ほか
災害復旧債	32,500,000	△ 30,700,000	0	1,800,000	0	1,900,000	1,900,000	1,900,000	0	0	100,000	100.0	・桜島連続降灰除去事業債
教育委員会(計)	2,756,834,000	5,421,095,000	4,366,748,000	12,544,677,000	1,241,065,800	5,933,949,658	7,175,015,458	5,443,226,858	0	1,731,788,600	△ 7,101,343,142	75.9	

鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

鹿児島市立小中学校区の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

統合前			統合後	
桜島赤水町 桜島赤生原町 桜島小池町 桜島武町 桜島横山町	桜洲小学校	桜島中学校	<u>桜島地域全域</u> 桜島赤水町 桜島赤生原町 桜島小池町 桜島武町	桜島学校
桜島西道町 桜島白浜町 桜島藤野町 桜島二俣町 桜島松浦町 新島町	桜峰小学校		桜島横山町 桜島西道町 桜島白浜町 桜島藤野町 桜島二俣町 桜島松浦町 新島町	
野尻町 持木町 東桜島町 古里町 有村町	東桜島小学校	東桜島中学校	野尻町 持木町 東桜島町 古里町	
黒神町	黒神小学校	黒神中学校	有村町	
高免町(下記以外)			黒神町	
高免町(1～399番地)	高免小学校		高免町	

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(10) 略す

(11) 学齢児童生徒の就学すべき学校の通学区域を設定し、又はこれを変更すること。

(12)～(20) 略す

第二次鹿児島市教育振興基本計画の改定に係る 「教育に関するアンケート調査」の実施について

1. 第二次鹿児島市教育振興基本計画の改定

教育基本法に基づき令和４年３月に策定した第二次教育振興基本計画は、令和４年度から８年度までを前期期間、令和９年度から令和１３年度までを後期期間としていることから、７年度はアンケート調査を実施し、８年度は検討委員会を設置するとともに計画素案を策定し、パブリックコメントを実施のうえ、計画を改定するものである。

○計画の根拠 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第１７条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２ 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 「教育に関するアンケート調査」の実施

（１）目的

市民の教育行政への満足度や課題などを把握するとともに、前期計画の施策評価に係る評価指標の達成度把握のため、WEBを活用した市民意識調査を行う。

（２）期間

令和７年９月１日（月） ～ 令和７年９月２６日（金）

（３）対象

１５歳以上の市民 ※中学生を除く

（４）調査項目

３６問（別冊のとおり）

（参考：周知方法）

- ・市立学校への案内及びまなびポケット等による児童生徒の保護者への周知
- ・広報紙「市民のひろば」やホームページ、SNSなどによる広報
- ・公民館等の施設へのチラシの掲示

令和7年度「全国学力・学習状況調査」結果について

1 学力調査結果

(1) 調査日・調査学年・教科

4月17日 小学校6年生(国語・算数・理科)、中学校3年生(国語・数学・理科)

※ 中学校理科はC B Tで実施

(2) 教科に関する調査結果(平均正答率%と平均正答数は国の公表値)

校種・学年	小学校6年生			中学校3年生	
	国語	算数	理科	国語	数学
本市	70 (69.2) 【9.7/14】	61 (60.3) 【9.7/16】	62 (61.8) 【10.6/17】	56 (55.9) 【7.8/14】	48 (48.5) 【7.3/15】
国との比較	66.8 (+3.2) 【9.4/14】	58.0 (+3.0) 【9.3/16】	57.1 (+4.9) 【9.7/17】	54.3 (+1.7) 【7.6/14】	48.3 (-0.3) 【7.2/15】
県との比較	67 (+3.0)	57 (+4.0)	60 (+2.0)	53 (+3.0)	45 (+3.0)

- ※ 平均正答率とは、児童生徒の正答数の平均を設問数で割った値の百分率。市、県は整数値で公表
- ※ 本市の()内の数値は、国と比較できるように平均正答率を小数第一位まで独自に算出したもの
- ※ 【 】の数値は国及び市の平均正答数
- ※ 中学校理科は、C B T調査のため公表方法が異なるので割愛

(3) 国との差の推移(過去5年間)

		R3	R4	R5	R6	R7
小学6年生	国語	+3.3	+2.4	+0.8	+2.3	+3.2
	算数	+1.8	+0.8	-0.5	+1.6	+3.0
	理科		+4.7			+4.9
中学3年生	国語	+1.4	+3.0	+2.2	+0.9	+1.7
	数学	+0.8	-0.4	-1.0	-0.5	-0.3
	英語			+0.4		
	理科		+1.7			

※ 小中学校の理科調査、中学校の英語調査は、3年ごとに実施

2 中学校数学の課題と今後の対応

【課題】

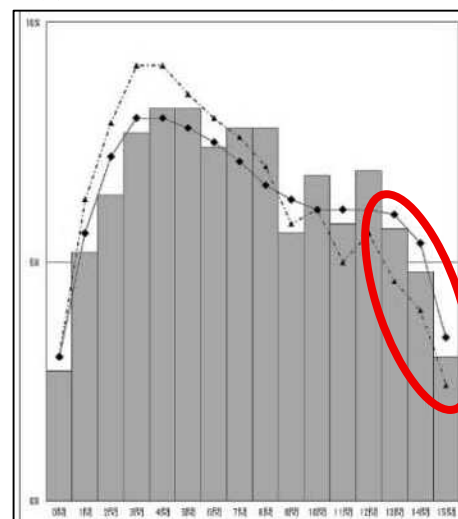
- ・全国に比べ上位層がやや少ない傾向にある。中位から下位層については本市の方がよい。
- ・知識を問う問題は全国より正答率が高いが、活用力を問う問題は全国より正答率が低い。

【今後の対応】

- ・これまでの指導に加え、より発展的な問題を解かせるなど個に応じた指導に向けた授業改善の推進。
- ・身の回りの事象と関連付けた問題や多くの情報から必要な情報を取捨選択し活用する問題を多く取り扱う授業改善。
- ・本市学力検査の抜本的な見直し。

(C B Tにより4月実施から12月実施へ)

正答数分布グラフ(横軸:正答数 縦軸:割合)



◆の折れ線は全国 棒グラフは本市

市立高等学校学科別希望者数(7月)及び最終合格者数(3月)の状況について

学校名	大分類	学科	R4	R5	R6	R7	R8
鹿児島玉龍高	普通	定員	240	240	240	240	240
		希望者数(7月)	311	279	322	283	282
		()内は倍率	(1.30)	(1.16)	(1.34)	(1.18)	(1.18)
	普通	定員	240	240	240	240	240
		最終合格者数	240	240	240	240	
		充足率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	
鹿児島商業高		定員	280	280	280	240	240
		希望者数(7月)	112	89	141	293	266
		()内は倍率	(0.40)	(0.32)	(0.50)	(1.22)	(1.11)
	商業	定員	160	160	120	120	120
		最終合格者数	75	71	120	120	
		充足率(%)	46.9	44.4	100.0	100.0	
	情報処理	定員	80	80	120	120	120
		最終合格者数	59	63	120	120	
		充足率(%)	73.8	78.8	100.0	100.0	
	国際経済	定員	40	40	40	40	40
		最終合格者数	17	7	40	39	40
		充足率(%)	42.5	17.5	100.0	97.5	
					定員	40	40
				希望者数(7月)	102	86	
				()内は倍率	(2.55)	(2.15)	
				スポーツ	40	40	
					40		
					100.0		
鹿児島女子高		定員	160	160	160	160	160
		希望者数(7月)	67	82	70	66	52
		()内は倍率	(0.42)	(0.51)	(0.44)	(0.41)	(0.33)
	商業	定員	80	80	80	40	40
		最終合格者数	54	53	31	28	
		充足率(%)	67.5	66.3	38.8	70.0	
	情報会計	定員	80	80	80	40	40
		最終合格者数	44	62	27	16	
		充足率(%)	55.0	77.5	33.8	40.0	
	家庭	定員	160	160	160	80	80
		希望者数(7月)	136	115	127	105	85
		()内は倍率	(0.85)	(0.72)	(0.79)	(0.66)	(0.53)
	生活科学	定員	160	160	160	80	80
最終合格者数		141	151	110	80		
充足率(%)		88.1	94.4	68.8	100.0		
					80	80	
					70		
					87.5		

※ 最終合格者数は、推薦+1次+2次